

令和7年6月定例会 建設経済常任委員会記録

令和7年6月18日（水）

令和7年6月20日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和7年6月18日（水）	5 頁
令和7年6月20日（金）	85 頁

令和7年6月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	6月18日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>上下水道局報告 報告第6号・第7号 〔報告、質疑〕</p> <p>農林課・商工観光課審査、報告 議案乙第16号、報告第3号・第5号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（農林課） 栖の宿の指定管理について 〔報告、質疑〕</p> <p>建設課・維持管理課審査、報告 議案乙第16号、報告第3号・第8号～第14号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市整備課審査、報告 議案乙第16号、報告第3号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通政策課審査、報告 議案乙第16号、報告第3号 〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月20日（金）	<p>現地視察 市民公園（宿町） 浄化センター（真木町）</p> <p>議案審査 議案乙第16号 〔総括、採決〕</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和7年6月18日付託]

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

[可決]

[令和7年6月20日 委員会議決]

2 報告

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第5号継続費繰越計算書について

報告第6号予算繰越計算書について

報告第7号予算繰越計算書について

報告第8号専決処分事項の報告について

報告第9号専決処分事項の報告について

報告第10号専決処分事項の報告について

報告第11号専決処分事項の報告について

報告第12号専決処分事項の報告について

報告第13号専決処分事項の報告について

報告第14号専決処分事項の報告について

栖の宿の指定管理について(農林課)

令和7年6月18日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 三橋秀成

農林課長補佐兼農政林務係長 脇弘人

農林課農地整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 今村真一

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課住宅係長 山下範史

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課営繕係総務主査 山口和馬

建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 延工太郎
建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦
維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知
維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠
維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志
都市整備課長 樋本太郎
都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 有馬豊和
都市整備課長補佐兼公園緑地係長 辻亮子
国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉
国道・交通政策課道路・交通対策係長 橋本慶太
国道・交通政策課スマートインターチェンジ推進室事業係長 赤尾寛

上下水道局長 平塚俊範
上下水道局管理課長 犬丸章宏
上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹
上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一
上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕
上下水道局水道課浄水場長 松雪秀雄
上下水道局水道課水道事業係長 立石佳照
上下水道局水道課浄水・水質係長 福田俊英
上下水道局下水道課長 桑形伸
上下水道局下水道課長補佐兼下水道事業係長兼流域治水対策室流域治水対策係
総務主査 古賀咲子
上下水道局参事兼下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

上下水道局報告

報告第6号予算繰越計算書について

報告第7号予算繰越計算書について

[報告、質疑]

農林課・商工観光課審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第5号継続費繰越計算書について

[説明、質疑]

報告（農林課）

栖の宿の指定管理について

[報告、質疑]

建設課・維持管理課審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第8号専決処分事項の報告について

報告第9号専決処分事項の報告について

報告第10号専決処分事項の報告について

報告第11号専決処分事項の報告について

報告第12号専決処分事項の報告について

報告第13号専決処分事項の報告について

報告第14号専決処分事項の報告について

[説明、質疑]

都市整備課審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

国道・交通政策課

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時40分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

oo

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

これより、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

今回の付託議案は、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）と報告事項が3号、並びに5号から14号までございます。

審査日程としましては、まず、上下水道局が報告6号と報告7号、それから、経済部農林課・商工観光課が議案乙第16号、報告第3号、報告第5号。

続きまして、建設部建設課・維持管理課が議案乙第16号、報告3号、並びに8号から14号。

続きまして、都市整備課が議案乙第16号、報告3号。

それから、国道・交通政策課が議案乙第16号、報告第3号、以上が審査の順番となっております。

本日1日で議案審査を行いたいと思いますので、皆さん方の御協力をよろしく願いいたします。

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察については、副委員長から説明をお願いいたします。

飛松妙子副委員長

現在、視察候補地として、浄化センター、市民公園が出ておりますが、委員のほうから希望場所があれば調整をしていきたいと思いますので、本日中に私まで連絡をお願いいたします。

もしなければ、20日は現地調査を行わないということになりますが、今のところ候補地が出ておりますので視察には行きたいと思っております。

よろしく願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

委員のほうから御希望があれば今日中に報告をよろしくお願ひします。
以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決しました。
それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時43分休憩



午前10時44分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。
審議に入ります前に、上下水道局長から一言御挨拶をお受けしたいと思ひます。
よろしくお願ひします。

平塚俊範上下水道局長

おはようございます。
本6月定例会の建設経済常任委員会におきまして、上下水道局分の議案につきましては、
繰越関係の報告が2件でございます。
よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。



上下水道局

- 報告第6号予算繰越計算書について
- 報告第7号予算繰越計算書について

藤田昌隆委員長

それでは、これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

報告第6号予算繰越計算書について及び報告第7号予算繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

それでは、報告第6号予算繰越計算書についてに係ります説明を申し上げます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

令和6年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、導・配水管更新整備事業としまして、4億8,116万4,000円を繰り越すことといたしております。

下段に掲載していますが、導・配水管更新整備事業の繰越内訳でございます。

1段目と2段目の県道中原鳥栖線における導水管布設工事につきましては、轟木川に係る水管橋下部工及び上部工の工事で、3段目は、県道新鳥栖停車場線における導水管及び配水管（幹線）の敷設工事でございます。

これらの主な繰越しの理由につきましては、水管橋上部工の部材及び導水管、配水管の管材が工場での製作に不測の日数を要し、現場への納入が遅れたためでございます。

次に、4段目の山浦・安良線における配水管（幹線）布設工事につきましては、浦田川の河川下を横断する推進工事による間接工事でございます。

主な繰越理由につきましては、発進立坑の掘削作業において、掘削する地盤が事前調査による想定した岩盤よりも著しく硬質な岩盤であることが判明し、掘削作業に不測の日数を要したためでございます。

最後に、5段目の国道3号における配水管布設工事につきましては、国道3号道路拡幅工事に伴います管布設工事でございます。

主な繰越理由につきましては、国道工事の工程変更に伴いまして、年度内に管設の工事完了が見込めなかったためでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

繰越しの主な箇所について御説明をいたします。

まず、導水管敷設整備事業の工事箇所でございます。

赤色の箇所が繰越箇所でございます。右下の鳥栖市浄化センターに隣接した県道中原鳥栖線における導水管布設の水管橋の上部工につきましては、本年6月末、水管橋下部工につきましては、本年8月末に工事完了する見込みでございます。

次に、左上の県道新鳥栖停車場線の導・配水管（幹線）の敷設工事につきましては、鳥栖西中学校の西側の県道の歩道に導水管と配水管の布設を同時施工で行っている工事で、本年5月末に工事完了いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

配水管幹線整備事業の南幹線ルートにおける工事箇所でございます。

赤色の箇所が繰越箇所ございまして、県道新鳥栖停車場線の道・配水管（幹線）の布設工事につきましては、先ほどの導水管との同時施工で行っています箇所ですので、本年5月末に工事は完了いたしております。

その左側の朝日山の斜面下から浦田川を横断する山浦・安良線配水管（幹線）布設工事につきましては、発進立坑築造後の河川区域内における推進工事におきまして、6月から9月の出水期を避けた工事も必要となりますので、令和8年3月上旬に工事完了する見込みでございます。

以上で、水道事業における報告第6号予算繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

桑形伸上下水道局下水道課長

続きまして、委員会資料の5ページをお願いいたします。

報告第7号令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明いたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、下水道施設整備事業として、4億4,645万円、管きょ整備事業として1億8,609万6,000円を令和7年度に繰越しするものです。

それぞれの事業の内訳につきましては、委員会資料6ページに一覧を掲載しております。

まず、下水道施設整備事業は、浄化センターや北部中継ポンプ場などの施設を日本下水道事業団に委託して整備しているものです。

繰越しの理由としましては、土木建築工事において入札不落、不調に伴い工事の発注遅れが生じたためです。

完了は、全て令和8年2月を見込んでおります。

管きょ整備事業につきましては、管渠の新設、老朽化に伴う更新、耐震化などを行うものです。

繰越しの主な理由といたしましては、さきの2月議会で御報告したとおり、国の臨時経済対策に伴う補正予算にて実施する事業でありますことから、発注が令和7年度となるためです。

それでは、内容を順次御説明いたします。

まず、下水道施設整備事業、浄化センター改築工事（ストックマネジメント）に関するものです。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

赤色の実線、点線で囲っている箇所が今回の繰越箇所になります。

非常用自家発電設備の製作や関連する電気設備工事、また、これに関する基礎工事や地下オイルタンク設置工事を繰越ししております。

工事の完了につきましては、非常用自家発電設備工事一式を来年2月完了と見込んでおります。

次に、下水道施設整備事業、浄化センター耐震実施設計についてです。

委員会資料8ページをお願いいたします。

赤色で着色している箇所が今回の繰越箇所になります。

地下管廊の耐震化改築工事に先立ち実施設計を行うものです。

次に、下水道施設整備事業、北部中継ポンプ場耐震化工事についてです。

位置図は添付しておりませんが、本工事は北部中継ポンプ場管理本館の耐震化を図るものです。

具体的には、耐震診断に基づき耐震性能を持たない壁の厚みを増すなどして、耐震化を施すこととしております。

次に、下水道施設整備事業、浄化センター耐水化工事についてです。

委員会資料の9ページをお願いいたします。

浄化センターの耐水化につきましては、浄化センターが鳥栖市洪水ハザードマップによる浸水が想定される区域に立地していることから、浸水対策として浄化センターの敷地に高さ4.9メートルの耐水壁を設置するものです。

今回の繰越工事は、赤色に着色している1工区の本工事前に実施する水路の移設など場内整備を行うものです。

次に、管きょ施設整備事業のうち、管きょ改築等工事（ストックマネジメントほか）についてです。

委員会資料の10ページをお願いいたします。

管渠老朽化対策としての改築更新工事に係る繰越箇所図になります。

赤色で着色している箇所が今回の繰越箇所です。

管更生工法により、合計600ミリ、延長84.3メートルを実施する予定です。

完了は、本年12月を予定しております。

続けて、委員会資料11ページをお願いいたします。

管きよ整備事業のうち、管きよ改築等工事（ストックマネジメントほか）に関するもの、特に管渠の耐震化工事についての繰越箇所図になります。

本工事は、耐震性能のない管渠施設、特にマンホール部の耐震化工事を7か所実施するものです。

完了は、本年12月を見込んでおります。

最後に、管きよ整備事業のうち、西田川排水区雨水整備事業についてです。

委員会資料の12ページをお願いいたします。

赤色で着色している区間が今回の繰越箇所になります。

配水管口径400ミリを延長165メートル布設するものです。工事の完了は本年の7月末を見込んでおります。

以上で、報告第6号報告、第7号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

下水道事業会計の繰越しの計算書で、1か所入札不落で令和8年度になるというふうなことでしたが、どの部分が不落になったんですか。

桑形伸上下水道局下水道課長

入札不落に関しては、土木建築工事に不落、不調が出ております。

具体的に申しますと、非常用の自家発電設備工事に係る基礎やオイルタンク工事、屋根などの土木建築工事、そのほか耐水化工事に伴う前段の場内整備工事と北部中継ポンプ場の耐震化に係る土木建築工事に入札不落、不調が出ております。

小石弘和委員

その不落はもう解決したわけですか。まだ入札が終わっていない？

桑形伸上下水道局下水道課長

まだです。今年度に持ち越しになります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに。

よろしいですか。

[発言する者なし]

以上で、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

次に、経済部関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩



午前11時再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、鹿毛部長より一言御挨拶をお受けしたいと思います。

お願いいたします。

鹿毛晃之経済部長

本6月定例会で御審議いただきます経済部に関する案件につきましては、乙議案が1件と報告が2件でございます。

乙議案につきましては、一般会計補正予算でございまして、農林課所管の県補助金の内示に伴うもので、老朽化した農業用水路の改修、林道・橋梁の点検調査及び補修を行うためのものでございます。

報告につきましては、一般会計及び産業団地造成特別会計の繰越しに係るものでございます。

繰越しの主な理由といたしましては、修繕製品の受注生産により時間を要するもの、それから工期に時間を要して年度内の完了が困難となったものなどでございます。

詳しくは各課長より説明をさせていただきます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、審査に当たっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。



農林課・商工観光課

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第5号継続費繰越計算書について

藤田昌隆委員長

それでは、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課及び商工観光課関係議案の審査を行います。

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、報告第3号繰越明許費繰越計算書について及び報告第5号継続費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三橋秀成農林課長

おはようございます。

それでは、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、農林課関係分の主なものにつきまして、委員会資料で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業に対する分担金でございます。

今回の補正は、県の内示に伴い補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金につきましては、多面的機能支払補助金及び基盤整備促進事業費補助金の内示に伴う補正でございます。

節2林業費県補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金の内示に伴う補正でございます。

4ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目3農林水産業債、節1農業債につきましては、老朽農業用水路改修事業に関する起債でございます。

先ほどの基盤整備促進事業費補助金の内示に伴い補正するものでございます。

次に、歳出について説明を御説明いたします。

5 ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目5 農業生産基盤整備費、節14 工事請負費につきましては、歳入と同様に老朽農業用水路改修事業に関する基盤整備促進事業費補助金の内示に伴う補正でございます。

工事の箇所は、山浦町、藤木町、高田町となっております。

節18 負担金、補助及び交付金につきましては、小規模土地改良事業の事業量増加見込みにより補正するものでございます。

6 ページをお願いします。

款6 農林水産業費、項2 林業費、目3 林道事業費、節12 委託料につきましても、歳入と同様に農山漁村地域整備交付金の内示に伴う補正でございます。

事業の内容としましては、河内町にあります大谷橋の点検診断及び頭野橋の補修設計でございます。

7 ページをお願いいたします。

続きまして、報告第3号繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業につきましては、令和7年度に実施予定であります鳥栖北部揚水機場のポンプ修繕に係る実施設計につきまして、業務完了に必要な工期が年度内に確保できないため補助金を繰り越すこととなったものでございます。

9月末の完了予定でございます。

小規模土地改良事業につきましては、村田町申請の井堰修繕につきまして、修繕製品の受注生産により時間を要し、年度内に完了しないため、補助金を繰り越すこととなったものでございます。

こちらにつきましては、4月に完了しております。

防災重点ため池整備事業につきましては、防災重点ため池の耐性評価、地震耐性評価業務につきまして、業務完了に必要な工期が年度内に確保できないため、委託料を繰り越すことになったものでございます。

来年3月で完了予定としております。

農林水産施設災害復旧事業につきましては、令和5年度に発生した農業施設災害につきまして、工事完了に必要な工期が年度内に確保できないため、工事請負費を繰り越すこととなったものでございます。

6月末で完了予定としております。

以上、簡単ではございますが、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

続きまして、商工観光課分の繰越しの報告を行いたいと思います。

ページは8ページでございます。

まず、報告第3号プレミアム付商品券発行事業の繰越額が確定いたしましたので報告をするものでございます。

次のページ、9ページでございます。

報告第5号、こちらは特別会計の継続費の繰越額が確定いたしましたので、報告をするものでございます。

なお、プレミアム付商品券発行事業につきましては、使用期間を当初10月末までといたしておりましたが、この委員会での御意見を踏まえまして、使用期間を12月末までと延長をしたところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

5ページの農林課の工事請負費、これは3か所と言われたやろう。その3か所をもう一遍ゆっくり言ってください。

三橋秀成農林課長

3か所につきましては、山浦町、藤木町、高田町でございます。

小石弘和委員

この75万円を3か所に振り分けるわけ。

三橋秀成農林課長

この補正額の75万円につきましては、今回、国の内示に伴い補正させていただいたものでございます。

当初予算で承認いただいた額につきましては、山浦町が延長32メートル、藤木町が72メートル、高田町が60メートルということで予定をしております、この延長について、この金額で調整をするという形になります。

以上です。

小石弘和委員

これは、3か所で調整するという意味になるわけですか。

三橋秀成農林課長

どこかの町だけでということではなくて、3か所で調整いたします。

齊藤正治委員

負担金、補助金及び交付金の小規模土地改良事業補助金で繰越明細が書いてあってポンプ改修とか井堰とか揚水機とかあるんですけども、地元負担は何%ですか。

三橋秀成農林課長

小規模土地改良事業につきましては、市が3分の1以内、土地改良区が3分の1以内、地元が3分の1です。

市と土地改良区につきましては、上限が50万円となっております。

以上です。

齊藤正治委員

このポンプ改修とか井堰の改修とかっていうのは非常に負担が——これは河川についているものですから非常に損傷が激しかったりするものですよね。

だから、地元負担で3分の1っていうのは非常に金額が厳しいんですよ。全体的に係る経費が何百万円かするわけで、地元負担が非常に厳しいと。

だから、例えば地元負担をゼロにするとか、そういったことを考えてやらないと、個人で使っているわけでも何でもなくて全体的な流れの中の河川ですから。今みたいに雨がどんどん降ったりすると余計損傷が激しくなるっていうこともあるでしょうから、地元負担をなくすとかいうことを検討されるか、土地改良区あたりをお願いをするとか、そういったことができるんじゃないかならうかと思うんですけども、いかがですか。

三橋秀成農林課長

この小規模土地改良事業につきましては、先ほど申し上げたとおり3分の1ずつというふうになっております。

そういった何らかの修繕とかが必要になった分につきましては、御相談いただいたら職員で現地等を確認させていただいて、どの事業が一番地元負担が少なくて済むのか、大規模になるならもっとほかの事業がないのかというふうなことを、地元からの相談を受けながらさせていただいているところです。

3分の1っていうところが高額っていうことにつきましては、御意見もいただいているところではありますし、そういったところは認識しております。

以上です。

齊藤正治委員

今の答弁は正しいと思うんですけども、いわゆる補助金をつけることというのは、地元が支払うことを前提に構成されているということですよ。

そうじゃなくて、補助金の大きいやつをおっしゃるようでしたら、ゼロベースにするには

どうしたらいいかっていう検討をしていただければ。

これは鳥栖市全地域に当たるものですから、ぜひともそういったことを検討していただけないかということですがけれども、検討の余地がないのかあるのか。

三橋秀成農林課長

現在、農林関係ではこういった受益者負担があるのがほとんどだと思います。

そういった御意見、農業者の声は頂いておりますので、周辺自治体もこういった補助事業をやっていると思いますので、情報収集をさせていただきたいと思います。

齊藤正治委員

周辺自治体の話はいいんだけど、そういうふうに検討する余地があるのかないのか。

鹿毛晃之経済部長

今、説明しましたように、市、土地改良区、地元というようなことでそれぞれ応分の負担を求めて取組むスキームになっておりますけれども、営農者の皆さんといいますか、地元受益者の皆さん方の負担というのが大きくなってきているという現状については、私どもも聞いております。

ですので、今、課長が申しましたように、既存のそういった補助スキームでこういったものが一番ふさわしいのかそういったものを調査しながらお伝えしていくのはもちろんですがけれども、例えば土地改良区ともこういった状況を共有しながら齊藤委員がおっしゃったような補助の見直しをどういった形であることができるのかも含めて情報共有等もしながら、現状はこういうスキームになっておりますけれども、今後についてはそういったところを県と話をすることは考えていかないといけないというふうに思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

ぜひとも検討していただきたいです。

というのは、河川そのものが、市の河川であったり県の河川であったり国の河川であったりして、個人のものじゃないんですよ。

ごみが流れてきたりするのは大変多いわけで、ごみっていうのは受益者じゃなくて全然関係ない人がどんどん流してくる。

そうして、管理が不十分である国の山林とかそういったところからも枯れ葉とか枯れ木とかそういうのがどんどん流れてくるような状況ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

藤田昌隆委員長

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

和田晴美委員

関連する質問なんですけれども、農業者の方々が5年、10年、20年と営農する中で、いろんな課題の解決策の一つの事業として見ております。

御報告等を2年近く聞いていく中で見えてこないことが幾つかありまして、営農をしっかりとさせていただくために、本市が国や県と共同して支援するのに何がいいかがちょっと見えてこないんです。

今年の3月までに地域計画を策定されていたと思うんですけれども、それでちょっと見えてくるのかなというところで、ホームページでも掲載されてるので随時拝見させていただいております、何となく課題が分かってきました。

そこで、今回のような一部の老朽化した水路の補正とかも含めて農林課が地域の方の声を聞いて課題整理ができました、その後どういうふうな支援をするのかっていうのが見えてこないの、大まかな考えがあるんでしたらお答えいただきたいですし、そういった御報告ができるようなことが今後できるのか、すごく大きな質問にはなってくるんですけど、それが見えないと抜粋的なものばかりでちょっと分からないところがありまして、御質問をさせていただきます。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。

午前11時19分休憩



午前11時23分再開

藤田昌隆委員長

再開します。

三橋秀成農林課長

地域計画につきましては、本年3月に各地区に出向きまして農業者の意見を聞き、こういった課題があるかというところは吸い上げさせていただいて認識しているところでございま

す。

一番の目的としましては、今後その地域を担っていただく農家の方々に農地を集約していかうというふうなものの計画でございます。

農地の基盤整備について、市内は一定の整備が完了しているものと思っております。現在やっているのは、そういったところの修繕だとか改良だとかの事業をやらせていただいているところです。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

小石弘和委員

6 ページの林業事業費、橋梁点検委託料280万円。

この大谷橋点検診断業務は、大体、点検する筋合いがあるのかを答えて。

三橋秀成農林課長

大谷橋の点検でございますけれども、こういった橋梁につきましては、5年に1度点検をするようにということで国から指導がっております。

おおむね5年に一度ですので、市内にはほかにも橋がございますので、順次点検をさせていただいているところです。

以上でございます。

小石弘和委員

これは補助金？一般財源？

三橋秀成農林課長

診断につきましては、2分の1が国からの補助になっており、2分の1が市でございます。

小石弘和委員

ここは大体、月に何台車は通ってると。

そして、これはいつ県から林道としてもらったの。

藤田昌隆委員長

今、分かりますか。

三橋秀成農林課長

大谷橋を県から譲り受けた年につきましては、すいませんが、今、手元に資料はございません。

この橋が出来たのは1992年になっております。

藤田昌隆委員長

台数は分かりませんので。

小石弘和委員

後で調べて報告して。

三橋秀成農林課長

後で報告させていただきます。

小石弘和委員

それから、例えば橋梁点検委託料で設計業務するやろう。

点検しなくてはいけないという結論に達したときには、工事費の2分の1分は国の補助で、残り2分の1は市？

三橋秀成農林課長

点検の結果で工事が必要というふうなことになりましたら、国、県から15分の7の補助がございませう。15分の7とは、国が10分の3、県が6分の1、合わせて15分の7の補助でございませう。

小石弘和委員

10分の3と6分の1、そうすると残りは市？

三橋秀成農林課長

市になります。

小石弘和委員

それから、私が先ほど台数は何台って、その答弁がないんですけど。

三橋秀成農林課長

すいません。通行する車の台数につきましては把握しておりませう。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

ほかに。

飛松妙子委員

プレミアム付商品券の件でお尋ねしたいんですが、今回、一般質問でも上がっていましたが、とつとちゃんP A Yのダウンロードが6,000件ぐらいということで、鳥栖市の人口が7万4,000人いる中で、この6,000件の方を市としてはもっと増やしたいのか、どんなふうにお考えですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

商品券事業につきましては、現在募集を行っており、今後抽せんをして当選とかの発送をいたしますが、先ほどおっしゃられたプレミアム付商品券の申込みについては、人数からしますと6,200件ほど頂いておるところなのですが、その人数が多いか少ないかっていうことと増やしたいのかということにつきましては、もちろん増やしたいと考えておりますので、一般質問でもございましたとおり、周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

申込み者数が6,250人で、ダウンロード数は分からないってことですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

ダウンロード数については分かりかねます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。



報告（農林課）

栖の宿の指定管理について

藤田昌隆委員長

次に、農林課より議案外の報告の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

執行部の報告を求めます。

三橋秀成農林課長

議案外ではございますが、栖の宿の指定管理について御説明をさせていただきます。

現在、栖の宿におきましては指定管理を行っておりますけれども、本年度が最終年度となっております。

このため、行政改革推進本部会議におきまして来年度以降の方針を定めたところでございます。

まず、管理運営方法につきましては、引き続き指定管理といたします。指定管理期間につきましては、5年間といたします。指定管理者の選定方法につきましては、公募とし、審査

今回の議案乙第16号一般会計補正予算でございますが、国の交付金等の内示に伴う事業の補正が主となりますが、そのほかに天神松・河内線道路改良事業、50戸連たん区域指定事業、市民公園整備事業、山浦PAスマートIC（仮称）調査検証事業などに必要な額の補正を計上しております。

土木費の補正額といたしましては、3億1,906万9,000円の補正となり、当初予算28億9,512万7,000円と合わせますと、32億1,419万6,000円となっております。

また、議案外ではございますが、専決処分事項や繰越明許費等の報告事項もございます。

それでは、詳細につきましては各担当課長から説明させますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。



建設課・維持管理課

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

報告第8号専決処分事項の報告について

報告第9号専決処分事項の報告について

報告第10号専決処分事項の報告について

報告第11号専決処分事項の報告について

報告第12号専決処分事項の報告について

報告第13号専決処分事項の報告について

報告第14号専決処分事項の報告について

藤田昌隆委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、報告第3号繰越明許費繰越計算書について及び報告第8号から第14号専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼建設課長

令和7年6月市議会定例会、建設経済常任委員会補正予算につきまして、お配りしております補正予算説明資料に基づいて御説明申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金でございます。

補正額の総額は2,465万5,000円でございます。

内訳につきましては、説明欄に書いておりますとおり社会資本整備総合交付金の内示額の確定によるものでございます。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきまして、2,386万4,000円、国土交通省・今町線等道路改良事業につきまして、1,446万5,000円の補正をお願いしております。

なお、維持管理課分といたしまして、道路舗装事業でございます鳥栖・基山線、平田・養父線でございますが、こちらにつきましては、1,367万4,000円の減額ということで国からの内示が来たところで補正をお願いしております。

続きまして、3ページ目でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節4住宅費国庫補助金でございます。

こちらにつきましては、補正の金額は1,722万7,000円の減額ということになっております。

こちらも同じく説明欄に書いてありますが、社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額でございます。

こちらの事業につきましては、市営住宅など公営住宅等ストック総合改善事業等の分が減額ということでお願いしているところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

同じく歳入でございますが、款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債でございます。

こちらは、2,570万円の補正額をお願いしております。

先ほど御説明いたしました社会資本整備総合交付金の内示に伴うものでございます。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、裏負担といたしまして1,750万円。

国土交通省・今町線道路改良事業につきましては、1,070万円の補正をお願いしております。

歳出のときにまた御説明いたしますけれども、市道天神松・河内線道路改良事業につきま

しては、単独での事業でございます。

こちらは990万円の起債の補正をお願いしておりますところでございます。

また、維持管理課分といたしまして、道路舗装事業につきまして、先ほどの社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、裏負担の1,240万円の減額をお願いしておりますところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。

款23市債、項1市債、目4土木債、節4住宅債でございます。

こちらは、補正額を1,720万円お願いしております。

社会資本整備総合交付金が減額されたことに伴いまして、減った分を市の起債で賄うものでございます。

公営住宅等ストック総合改善事業等の1,720万円の増額をお願いしておりますところでございます。

続きまして、歳出の御説明に入らせていただきます。

6ページ目をお願いいたします。

このページにつきましては、資料の7ページ、8ページ目で御説明をさせていただきます。

まず、7ページ目でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費でございます。

こちらは、田代大官町・萱方線等道路改良事業でございます。

資料の中ほどに書いておりますけれども、道路改良工事費といたしまして、工事請負費3,438万8,000円の増額、それと電柱移設補償費といたしまして、補償、補填及び賠償金の補正900万円をお願いしておりますところでございます。

工事の内容につきましては、図面にお示ししておりますとおり、まず点字ブロックの整備が800メートル、それと、オレンジ色のガードパイプ等の安全施設の設置を行うものでございます。

また、電柱の移設等につきましては、図面に8本書いておりますけれども、NTTの分が6本、九電の分が2本の移設をお願いする補償費でございます。

続きまして、8ページ目をお願いいたします。

こちらは、国土交通省・今町線等道路改良事業に係るものでございます。

資料の中ほどに書いておりますけれども、今回、物件補償調査等委託料といたしまして1,300万円。それと、道路用地の購入費といたしまして890万円、こちらは民間の補償費でございます物件等移転補償費500万円でございます。

物件補償調査等委託料につきましては、6件分で不動産鑑定等を依頼するものでございま

す。

道路用地購入費につきましては、約160平米の用地の買収を見込んで予算の計上をお願いしているところでございます。

物件の移転補償につきましては、工場があるところの柵等の補償費の計上をお願いしているものでございます。

続きまして、9ページ目をお願いいたします。

こちら、款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費でございます。

節10需用費につきましては、用地の場合、契約書の印紙代を1,000円お願いしております。

工事請負費、公有財産購入費につきましては、次の10ページ目の資料で御説明申し上げます。

事業名につきましては、天神松・河内線道路改良事業でございます。

こちらの市道につきましては、令和5年に豪雨災害が起こりまして、主に地元が使われております県道九千部山公園線の一部が通行止めとなっております。

地元住民の皆さんが、迂回路となるこの天神松・河内を利用されておりましたが、道路幅員が狭く崖とかも近いということで非常に通行が困難な状況でございます。

こういった状況を改善するために、この天神松・河内線に隣接しておりました里道——さとみちですね——そちらのほうを拡幅して車両の上り下りの使い分けをすることで安全を確保させていただきたいと考えておるものでございます。

事業の内容といたしましては、申し上げましたとおり里道の活用による道路の新設でございます。

図面で赤の斜線をしているところが工事の箇所となります。

整備の延長は全体で55メートル、道路の幅員につきましては4メートルを計画しておるところでございます。

道路改良工事費といたしまして、972万7,000円、それと、道路用地の購入費——約136平方メートルでございますが、こちらの用地費として27万2,000円の予算の計上をお願いしておるところでございます。

続きまして、11ページ目をお願いいたします。

項5住宅費、目2住宅改善費、節11役務費でございます。

こちらにつきましては、役務費の51万1,000円につきましては、相続財産清算人選定手数料ということで、危険空き家の相続放棄等をされた物件が発生しております。

そちらの処分に係る裁判所にお支払いする清算人報酬予納金約50万円と、裁判所のほうで官報の公告をしていただく必要がございますが、こちらが5,075円。この2件分ということで

計上をお願いしております。

この2件分というのが、この土地が2筆になっておりまして、それぞれ所有者等が違うために見た目の件数は1件ですけれども土地が2筆になっているため、2件ということをお願いしております。

続きまして、委託料15万2,000円でございます。

先ほど御説明いたしました相続財産清算人の選定に係りまして、司法書士さんに申立ての業務依頼を行います。そのための委託料が、15万2,000円ということで予算の計上をお願いしておるところでございます。

続きまして、12ページ目をお願いいたします。

こちらは、報告第3号でございます。

令和7年6月議会報告、繰越明許費繰越計算書、建設課の分でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、事業名道路整備交付金事業、金額のところは、さきの3月議会をお願いをしておりました金額でございますが、支払い実績等で本年度に繰越した金額といたしましては、翌年度繰越額のところを書いておりますとおり、1億7,570万5,000円でございます。

内訳といたしましては、田代大官町・萱方線等道路改良事業が1億3,545万2,000円でございます。

こちらは、非常に遅れておりました電柱とか地下ケーブルの移設の分の補償費、それとその移転に関連します道路改良工事費の繰越しを行うこととなったものでございます。

国土交通省・今町線道路改良事業4,025万3,000円でございます。

こちらは委託費でございますけれども、用地測量を行っておるところでございますけれども、相続人さん等の確定がちょっと遅れた部分がございますして、不測の日数を要してしまいました。そのため、詳細設計と用地測量の委託料を繰越したものでございます。

建設課の説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

どうでしょうか。

切って暫時休憩しましょうか。

〔「説明まで」と呼ぶ者あり〕

しますか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

続きまして、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、維持管理課関係分について御説明を申し上げます。

資料は、建設経済常任委員会補正予算説明資料に基づき説明いたします。

資料の13ページから御説明をいたします。

歳入の主なものですが、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金1,897万5,000円及び節2河川費国庫補助金712万2,000円につきましては、橋梁長寿命化事業及び都市空間情報デジタル基盤支援事業に係る国の補助金の内示に伴うものでございます。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債580万円につきましては、先ほどの橋梁長寿命化事業のうち、橋梁補修工事に係る市債でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

資料14ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路舗装費、節14工事請負費、マイナス2,734万8,000円につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額補正でございます。

目4橋梁維持費、節12委託料2,000万円及び節14工事請負費1,450万円につきましても、国の補助金の内示に伴う補正でございます。

次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

橋梁長寿命化事業でございます。

今回の内示によりまして、補修工事2橋、橋梁点検63橋を追加できることとなりまして、左下に記載をしておりますが、6月補正後は橋梁修繕工事については4件、橋梁点検につきましては128か所の実施を予定しております。

資料16ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料1,424万4,000円につきましても、国の補助金の内示に伴う補正でございます。

次に、報告3号繰越明許費繰越計算書について御説明します。

資料17ページをお願いいたします。

これらは前年度に御説明をし、今回繰越しを行いましたので報告をするものでございます。

道路舗装事業8,618万4,000円につきましては、令和6年12月に成立いたしました国の補正予算に対応するもので、履行期間を令和7年7月末としております。

次に、橋梁長寿命化事業9,762万5,000円につきましては、鉄道管理者との協議・調整に不測の日数を要したため、工事請負費を繰り越すことになったものにつきましては、履行期間を令和8年3月上旬までとしており、令和6年12月に成立いたしました国の補正予算に対応するものにつきましては、履行期間を令和7年12月中旬までとしております。

次に、河川浚渫改良事業3,405万4,000円につきましては、令和6年12月に入札を行ったも

のの入札不調となったもので、河川工事は非出水期に実施する必要があることから、十分な工期を確保するために工事請負費を繰り越すこととなったものでございまして、履行期間を令和8年3月中旬までとしております。

また、古賀第一ため池工事に際し、令和7年2月の寒波による天候等の影響によりまして、工事請負費を繰り越すことになったものにつきましては、履行期間を令和7年6月末としております。

次に、内水浸水対策事業3,200万円につきましては、令和6年8月に実施したプロポーザルへの応募がなく中止となったため、再度公募を行い契約が令和7年2月になったことから、必要な履行期間を確保するため、委託料を繰り越すことになったもので、移行期間を令和8年2月末としております。

続きまして、専決処分事項の報告について御説明をいたします。

別冊の委員会資料、専決処分事項の報告についてをお願いいたします。

これは、道路管理瑕疵に基づく損害賠償額を決定するために地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものでございます。

資料の2ページから4ページをお願いいたします。

報告第8号から報告第12号の5件につきましては、同じ現場での事故となります。

相手方は全て個人であります。

過失割合につきましては、市が6割、相手方が4割となっております。

専決処分の日につきましては、報告8号から10号につきましては令和7年3月25日、報告11号につきましては令和7年3月26日、報告12号につきましては令和7年3月27日となっております。

事件の概要といたしましては、令和7年3月2日午後4時10分頃から午後6時頃の間には自動車です道轟木・村田線を南西方向に走行中、村田町944番2地先付近の道路陥没部分で車輪の左側のタイヤ、ホイールを損傷したものでございます。

なお、当時事故現場による事故車両については7件ありまして、今回は示談を行った5件について御報告をさせていただくものでございます。

また、残り2件につきましても、今後示談交渉を行ってまいります。

資料5ページをお願いいたします。

報告13号につきましては、相手方は個人でございます。過失割合につきましては市が4割、相手方が6割でございます。専決処分の日は令和7年4月10日でございます。

事件の概要といたしましては、令和7年3月14日午前3時45分頃、自動車です道永吉・重田線を北に走行中、姫方町1633地先の道路陥没部分で左前輪のタイヤを損傷したものでござ

います。

資料6 ページをお願いいたします。

報告第14号でございます。相手方につきましては、株式会社大岡組代表取締役社長岡洋介氏でございます。過失割合につきましては、市が5割、相手方5割でございます。

専決処分の日は令和7年4月24日でございます。

事件の概要といたしましては、令和6年1月2日午後8時30分頃、社用車で市道村田・江島線を東に走行中、江島町1693地先の道路陥没部分で左前輪のタイヤ、ホイールを損傷したものでございます。

以上、維持管理課分の説明と報告を終わります。

よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたが、質疑のほうは13時10分から再開をいたします。

昼食のため暫時休憩といたします。

午後0時1分休憩



午後1時9分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

それでは、建設課及び維持管理課の説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。

小石弘和委員

建設課の天神松・河内線で御質疑をいたします。

土木費、道路橋梁費、工事請負費972万7,000円、公有財産購入費27万円。

この天神松・河内線は3級市道の340号、932.6メートルあるわけでございまして、道路事業であり、6月の補正を組んでまで行われなければいけない工事であったかなと。

内容的には道路改良工事で約55メートル、用地取得135平方メートルであり、これは、令和5年7月9日の大雨で県道九千部山公園線の一部が崩落をしたわけでございまして、8月5日に片側交互通行となり、その間一部の地域が狭い道路を地元の方と話し合っている間に

通行した経緯があるわけでございまして、私たち委員会としてもこの現地視察を行ったわけでございます。

そのときには、維持管理課から課長、課長補佐とか部長を引き連れて見に行ったわけでございまして、この天神松・河内線に少しずつでも離合の場所を造っていただいて、年次計画でできるだけやってほしいというふうなことで話だけはずっとしてきとったわけでございまして、この頃やっとその話ができるような気持ちができるわけでございますが、これを一気に造っても次はふん詰まりなんですよ。

もう少し建設課も——私たちがお聞きしているのは6月の補正で用地買収をするんだというふうなことをお聞きしとったわけですよ。維持管理課が道路管理をやっているんですから、もう少し横の連絡を取ってやっていただきたいと思うわけです。ここだけの工事をしても向こうのほうかふん詰まりになっているわけです。

現在、県道九千部山公園線は片側交互通行でやっているわけでございまして、建設課ももう少し維持管理課と協働しながらどういう道路を造ったらいいか地元のお話を聞いたり地元の区長のお話を聞いたりして。

結局、用地買収は27万円ぐらいですよ。あと970万円ぐらいの道をどんなふうにして造るのかなと。55メートルですよ。維持管理課が道路管理をしておりますから、もう少し建設課としてはそういうふうな点を十分踏まえてやっていただきたいと思うんですよ。

一方通行にするにしても大雨があったときに地元同士のいろいろな話で、おぐしの里から向こうの県道まで出るところと市道と地元が一方通行で協議をして道路の通行をやっているんですよ。

今からそこを造っても次に離合場所とか待機場所とかを造っていかんと、道路の面も見えてみですか、ざまないような状況ですよ。ここだけ造って、どうしてよくなるかなと私は思うわけです。6月の補正まで組んでこういうふうな予算をなぜ組んだかなと思うわけです。

もし、何か理由があるんだったら御説明をいただきたいと思います。

藤川博一建設部次長兼建設課長

今回やります工事につきましては、資料の10ページに地図を載せておりますけれども、この天神松・河内線のカーブがきついで幅員が狭く危険であるということで、我々の中で協議いたしまして、この赤で斜線を入れている部分、ここをまずまっすぐして安全な通行を確保しようということで今回補正予算の計上をお願いしております。

今、御指摘がありました前後の離合帯等の敷設につきましては、維持管理課にもそういった地元等の御意向、また議員さんからお伺いした情報等もお渡しして、維持管理課のほうで今後、協議・検討されていくということでお話をしておるところでございます。

小石弘和委員

私が言っているのは、6月の補正で緊急とする道路じゃないわけです。もう少し考えた予算組みをしていただいて、維持管理課と十分に話して先の見通しがついてから予算組んでも問題はないと私は思うんですよ。

27万円で970万円の道路をどうやって造るんですか、たった55メートルですよ。970万円の道路ですよ。もう少し横の連絡を取っていただいてやっていただきたいと私は思うんです。ここを造っても後はふん詰まりですよ。

藤田昌隆委員長

小石委員、意見・要望でいいですか。

小石弘和委員

いや、予算も組んどっとやけん。補正予算を組むということは緊急を要するという道路ですよ。

藤田昌隆委員長

答弁を求めますか。

小石弘和委員

答弁は当然です。当たり前です。

藤川博一建設部次長兼建設課長

すいません、繰り返しになりますけれども、ふん詰まりということで、確かに前後の離合帯とかがない状況ではございますけれども、そこは維持管理課にもお伝えしておりますので、今後検討していただけるものというふうに考えております。

小石弘和委員

それは約束できているんですか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

維持管理課長にはお伝えしております。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

お答えいたします。

今回、建設課のほうで工事をします天神松・河内線ですけれども、その先の部分については、議員がおっしゃるように離合がしにくい道路でございますので、今、地元で離合帯として使われている部分の地元の地権者とお話をさせていただいておりますので、今後この工事、それと県道の工事も今あっておりますので、それに支障がないところで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

これは、離合帯とか待機場所とか用地買収までしてほしいというふうな要望もやってるんですよ。それも入ってるわけですか。

私が前から言うように、路面も佐賀県一ぼろの市道ですよ。通れるような状況じゃないんです。

ここまで予算を組んでいただくなら、もう少し維持管理課と話して1,000万円ぐらい組んでいただければいろんなところができるわけです。単独の道路を造ってもふん詰まりですよ。

維持管理課とすれば、まだ今からの予算でしょう。その点を十分踏まえながらやっていただきたいと思うんです。もうこれ以上言いません。

藤田昌隆委員長

ほかに。

野下泰弘委員

同じところで質問です。

令和5年の豪雨でのこの県道の修復はいつ終わるんですか。

藤田昌隆委員長

もう一回。

野下泰弘委員

ここが通行止めになっているから、この道が必要ということですよ。

藤川博一建設部次長兼建設課長

現在、県からは8月いっぱい九千部山公園線の復旧工事の工期ということでお伺いしております。

野下泰弘委員

そうしたら、8月以降はもともとの道は通れるようになるわけじゃないですか。

それでこの道を造る理由がもうないと思うんです。8月には元どおりになるわけでしょう。

藤川博一建設部次長兼建設課長

この県道は過去何回か崩れております。

また今回、県に復旧工事をしていただいても、また発生するおそれがゼロではないということで、九千部山公園線の通行が止まってしまったら地元の方々の行く道はほぼないです。

なので、こちらの天神松・河内線のほうの安全を確保したいということで今回お願いをしておるところでございます。

野下泰弘委員

関連です。

同じ場所でこれだけの事故があっている。

大きなお金をかけて大島組さんと今泉建設さんに道路パトロールをお願いしているけど、これは発見できなかったんだらうかなと。東西を分けて専用で1週間に3日ずつぐらいあっておりますけれども、多額のお金をかけてるんですよ。こういう大きな事故が起きるようなところを発見できなかったんだらうかと。

私たちも行ったときは陥没のあったところを大小に関わらず維持管理課に連絡をさせていただいています。

現在はそういうふうなやり方をやっているんですけど、パトロールをやって発見できなかったんだらうかと思うんで、その点お伺いしたいと思います。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

今回、轟木・村田線で連続して7件——今回報告させていただいているのは5件なんですけれども、実際は当日に7件の事故が発生しております。

発生時間等からいくと、おおむね日曜日の夕方4時半から6時にかけて7台ということで、議員の御質問の事前に発見できなかったのかということですが、この轟木・村田線については非常に交通量が多くて陥没等があればいち早く通報が上がってくる場所であります。

また、通常やっています市の道路パトロールは8地区を1地区ずつ1日毎に回っていくところで、おおむね10日に1回は必ずその地区を回るような形で、旭地区のほうに行くときには必ず轟木・村田線とかを通りますので陥没等があれば発見できたものと思っているところですが、当該箇所については、非常に交通量が多くて路面自体が舗装して年数が結構たっているという状況もございます。

当日は午後2時頃には10ミリというような雨が降っている状況でした。

道路陥没で剥離する場合は、雨が混入して剥離するケースが非常にございます。

今回の場所についても、舗装が亀の子に割れたところから雨が流入して段々剥がれていくような状況だったかと思っておりますけれども、先ほど申しましたとおり、午後2時台から断続的に雨が降っている状況で、当日の陥没箇所はずっと水たまりの状態、表面上発見しにくい状態だったんじゃないかというふうに推測しております。

水たまりで徐々に剥離している中で発見ができない中、午後4時ぐらいまでにある程度大きな陥没になって、午後4時台から午後6時台まで立て続けに通行車両が多くて、その間の7台が事故に遭われたということです。

第一報が市に来まして、日曜日でしたので宿直のほうに第一報が入っておりまして、その後、職員が市の宿直から連絡をいただいて現場に行っておるんですけども、報告第10号の

午後4時半頃事故に遭われた方が、轟木・村田線のちょっと先、事故箇所の先にトヨタがあるんですけど、そこにパンク修理を持ち込まれたと。

そこから、午後5時半頃に市のほうにこういうパンク事故が起きているというようなところで、まず当直に一報が入っておりまして、その後すぐ市職員が現地に対応を行うべく道路補修材と交通規制をするようなコーンとかを積み、現地には午後6時5分ぐらいに到着をしてそれから補修対応をしているんですけども、午後6時頃までの到着ぎりぎりのところまでで7台事故が起きているようなところなんです。

先ほどの発見がっていうのが、当日は雨も降っていて水たまりになっているという状況で、陥没から事故までの間が非常に短時間というか、午後6時台までというところでありまして、その前からほげていて落ちているようであれば当然、被害は前の時間帯からあっていたんじゃないかというところで、今回通行量が多いというところで、徐々に陥没箇所が深くなって、大きくなっていく時間帯と事故に遭う時間帯というのがあまり差がないようなところで、交通量が多いので7台と。

そこで被害が拡大したんじゃないかというふうに推察というか、考えているところがございます。

野下泰弘委員

市に管理システムっていう通報のやつがあると思うんですけど、その利用状況というのはどうなっているんですか。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

昨年度から市のポータルサイトによる通報システムと国土交通省のLINEアプリによる通報システム、両方の通報システムを使っているところなんですけれども、国土交通省のLINEによる通報が令和6年度で11件、鳥栖市の市民通報システムによる通報が3件という状況でございます。

令和7年度につきましては、国土交通省のLINEによる通報が6月16日現在で14件、鳥栖市の市民通報システムによる通報が6月16日現在で4件ということで、今年度に入りまして昨年度を上回っているという現状です。

ですので、徐々に周知というか利用は増えてきているという状況ではございます。

野下泰弘委員

この利用者は議員の可能性はないですか。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

通報者についての個人情報というところもありますので、そこについては分からないというのが正直なところなんです。

野下泰弘委員

私もこの通報システムと電話の両方をお願いしているので、恐らくほかの議員もされているとは思いますが、そうすると、かなり利用率が低いのかなと。

市民の方がこの通報システムを利用されているっていう認識が私はあまりないので、パトロールの方に見ていただくというのもそうなんですけれども、市民の方から直接市に来るのがベストだと思うんです。

今後はこのLINEを通じた通報システムの周知をぜひ御検討いただければと思います。意見でした。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

議員がおっしゃるとおり、陥没による道路管理瑕疵の事故を防ぐためには発見に至る間の部分が非常に重要だというふうに認識しております。

そういったところの目を増やしていくというか、そういった部分で、まず市の職員への対応といたしまして、全職員へこの道路陥没について業務中に外出しているときであったり、お休みのときの外出時等に発見した場合は情報提供をしていただくように全職員に対して部課長会を通じて周知をさせていただいているところです。

当然、意識づけというところもございますので、月に1回は全職員に対して道路陥没の情報提供っていうのを周知を図っていきたいと思っております。

また、市民さんからの通報というのも非常に重要だということから、今回、道路陥没があった場合にはアプリと通報システムと御活用いただきながら情報提供をしていただけるように市のホームページへ掲載をさせていただいたところです。

また、市報の8月号にも情報提供の呼びかけという部分を掲載させていただきたいということで予定をしております。

それと、市のほうと郵便局さんのほうと令和3年度に包括連携協定を結ばせていただいているところでございます。

その中に安心・安全というところから、道路損傷等について情報提供いただくように協定を結ばせていただいているところなんですけれども、今回、郵便局さんに配達員が70名ぐらいいらっしゃるということですので、そちらからの情報提供について改めて鳥栖田代郵便局長さんに対して情報提供の依頼をさせていただいたところです。

そういった形で、こういったLINE等を通じて情報提供いただけるように周知徹底を図っていきたいと思っております。

以上となります。

藤田昌隆委員長

聞いていいですか。

今、情報システムがどうのこうのと言ってるけど、前から言いよるけれども、パトロールのルートとか、週にどの課が見て回っているのかという情報と、それから、市民から来た情報の件数、市の職員から来た情報の件数、あとは議員から来た件数とか、そういう取り方はしている。月に何件ありました、内容はこうでしたと一覧表にして、何月何日何時に連絡を受けました、何月何日何時にはもう対応して修繕終わりましたとか、そういうことはやっていますか。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

通報がどなたからあったか、いつあったか、その後の対応っていうのを一覧表に取りまとめたものは、現在ございません。

藤田昌隆委員長

ございません？

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

はい、ございません。

通報があった場合は、まず位置と大きさ等の聞き取りをしております。なぜかという、必要があるところはすぐに対応させていただいているところですが、小さくてある程度猶予があるようなものについては当日中とか、夕方であれば次の日とかそういった形で、陥没の大きさ等によって至急対応すべき場合と猶予を持って対応すべきものというところで対応を現在行っているところです。

藤田昌隆委員長

私が言ってる対応ちゅうのは、大きさがどうのこうのじゃない。

きちんと現場に行って、被害を受けられた方に対するの応答とか、次に起きらんようにコーンを置くとか最低のこと。

それで、平日だったら、穴を応急手当てですぐ埋めるとか、それが最初の対応であって、これだけずっと件数も減ってないむしろ増えてる。

それから、1件当たりが5万円とか6万円とか、いい車になると下手したら十何万円とかするじゃないですか。金額も大きくなってますよ。保険料も当然高くなってらるし。

だから、この問題を本当に減らそうと思ったら市の職員の方が、鳥栖市内はもちろん小郡市とか神崎市とかいろいろなところから来てるじゃないですか。

今、職員は何名、500名？その倍の目ん玉で見たら——わざわざ郵便局とかいろいろなところに何かあったらお願いしますねってわざわざ頼んでるわけよ。

じゃあ、市の職員のそういう報告件数とかは把握してるのが当たり前やろうもん。

人から人をお願いするからには、まず自分たちはこうやっていますと、すいませんけど、どうしても目が届かないところがあるのでお願いしますねって。頼んだからどうのこうのじゃない、自分たちでまずできることを全部やって、それで頼んでより効果をアップするということじゃないですか。以上。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

委員長御指摘のとおりで、まずは職員が目できちっと発見するというのが一番迅速でいいやり方かと思っております。ですので、今年度に入りまして職員に周知をしております。

やはり一度周知してもだんだん意識が薄れていきますので、課のほうで話をしまして、忘れないように定期的に周知をしていこうということで考えております。

あと、管理についてですけれども、おっしゃったような、どういう連絡が入ってどういう処置を行ったのかというような管理のほうもどのようにやれるのかしっかりと検討していきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

すいません、あと一点忘れとった。

例えば、私が維持管理課に電話しましたと。ここは大きな穴がほげとるけん早く修繕したがいいよって通報をしたと。そうしたら前は、女性の何やったかな、基山町に行った……。〔山川ですか〕と呼ぶ者あり

そう、山川さん。あの人は電話を受けたら、現場に行って確認をしましたとか、いつ対応をしましたとかの報告もちゃんとあったわけ。それで、組織が変わってから何回か電話したんやけど、それもない。

だから、報告をくれた人にちゃんと対応しましたとか、すぐ見に行きましたとか、そういう報告は必要かなと。

そうするとまた、次にあったときにまた連絡してくれるっちゅう。

市民が報告して、それをやりっ放し、受けっ放しじゃあいかなかなと思いました。

以上です。

ほかに質問は。

和田晴美委員

それでは、私は資料のほうから。

11ページの土木費、住宅費、住宅改善費の相続財産清算人申立業務について御質問させていただきます。

御説明いただいたんですけれども詳細を聞きたいところがありまして、ちょっと調べたところによりますと、管理をする土地の上に家があればそれも含めた管理、いわゆる管理責任

を解除するための費用なのかなというふうに思いますけれども、これって財産放棄した場合はもともとの所有者の家族のほうが負担すべきじゃないかなと私は思いまして、何で市がこれだけの経費を使っているのかなというところで、その辺りが法律で定めがあるとかいうのがありましたら詳細の御説明をいただけますでしょうか。

山下範史建設課住宅係長

まず、原則的には土地の所有者が空き家についての管理をしていただく必要がございます。

ただ、所有者の方が亡くなった場合、相続人が管理責任を負うんですけれども、相続放棄をした場合っていうのはその責からも免除されるようになります。

これは、実際にそういう事例があったから申立てを今回計上させていただいているんですけれども、相続放棄をされたことによって、今、管理をされていない住宅で指導をする相手がない状態になっておりまして、手つかずの状態になっているんですね。今、管理がされていなくて周辺の住民の方からも苦情が来ている状態でございます。

それで、空家法の関係で市のほうが申立てをすることができますので、まず市のほうで専任の相続財産清算人選定の申立てをさせていただいて、費用は司法書士の報酬だったりとかの予算を今回計上させていただいていますけれども、その中で予納金というの50万円——このお金っていうのは、その土地と建物があるんですけれども、土地、建物が売れて売却されて、その方の負債とかにまず充てられて、その後に残債が残ればその50万円は返ってきます。

この手続をしない限り、土地、建物っていうのがもう八方塞がりの状態になっておりますので、今回この予算を計上したというところになります。

以上です。

和田晴美委員

ありがとうございました。

私の認識不足といたしまして、財産放棄をしてもこういった管理責任を放棄する手続を相続した家族がしないとその責任が解除できないというふうな認識をしておりましたので、そこは違うっていうところで理解をいたしました。

続いて、そうなってくると、さっきの話で何となく察してますが、そういった手続を取ると所有者は国庫に戻すのかなと思ったんですけど、市としては管理責任だけでしょうか、それとも所有権はどうなるのかなと。

山下範史建設課住宅係長

相続財産清算人を選定しますと、通常、司法書士の方だったり、弁護士の方が就かれるんですけれども、その方が土地、建物の所有者の財産をその人に成り代わって精算の手続をす

るようになります。

で、この土地、建物については、売却をされる予定にはなっているんですけども、売却をして売った費用の中から、先ほど申しましたようにその人の借金であったり税であったりそういうものに充てて、その後、余った費用があれば返ってくるという形になって、最終的には余ったお金っていうのは国庫に帰属されるというふうに伺っております。

和田晴美委員

ありがとうございました。

そうしますと、詳細な情報がないので決めつける言い方はできないんですけども、私が察するに今回負担する50万円は市としては回収できない可能性もすごく含んでいると。

他市町からすると鳥栖市は空き家が少ないというふうな感覚を——300件ぐらいじゃなかったかなと思っていて、少ないかなと思っています。

しかし、こういった物件がまだ潜んでいるのであれば、ちょっと心配だなっていうこともありまして、現状としては、こういう物件が1件ありますよっていう御紹介で補正予算を取られていますが、今後、心構えっていうか鳥栖市としてはこれからも考えておくべきものなのかお答えいただけますでしょうか。

山下範史建設課住宅係長

現場の職員の感触としては、鳥栖市の土地の所有者の方の相続人が遠方にいたりする物件というのがたまにございます。その方たちがやっぱり管理しきれなくなって、売れる物件であれば通常は売るのでしょうけれども、もうそういうのも面倒くさいということで相続放棄をされる物件っていうのが今後増えてくるのかなっていうのが感触としてやっぱりございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかには。

小石弘和委員

再度、7ページの電柱移設補償費ですが、これは田代大官町線の北側になるわけよね。九電が2本、NTTが6本、これは立替えになるわけ。

藤川博一建設部次長兼建設課長

道路拡幅に伴う移設でございます。立て直しです。

小石弘和委員

抜いて立てると？移設？

藤川博一建設部次長兼建設課長

古い柱を持って行って、新しいのでまた立て替える……（「立てて？」と呼ぶ者あり）

すいません、立てるのが先です。立てて、古いのを引き抜いて持って行くということです。

小石弘和委員

それから、南側はどうなると。あそこにN T Tが立ってるんですけど、これはいつ頃になるわけ。

N T Tは地中に埋めるというふうな話であったんですけど、基山鐵工所の裏側なんですよ。それから池田下のため池のほうからつると来て、N T Tの線がちょうどあその基山鐵工所のところは旧市道のほうに立ててあるわけです。

もともとあれは民地っていうことやったけん、これはおかしいと思って維持管理課に行ったら、やはり公有地に建とったと。それで借用のあれを出していただいたというような経緯もあるけん。N T Tはいつ撤去できるわけですか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

すいません。今、把握しておりません。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ほかには。

飛松妙子委員

先ほどの通報システムでの通報した人にバックをしてほしいという話なんですけど、今は件数が少ないのでやろうと思えばできるんだと思うんですけど、今後ますます件数が増えていったときに本当に対応ができるのかなっていうところがありますので、よかったら市報とかに毎月通報の状況を――改修できたとか未改修とか、そういう件数を載せるとかいうことで市民から頂いた情報や職員から頂いた情報をきちんとお返しするようにされていったほうがいいんじゃないかと私は思っていますので、そこも併せて通報システムをどんなふうにご利用して返していくのかっていうところを検討していただいたほうがいいのかと思いました。

もう一つは、先日も話しましたが鳥栖市が今使っている通報システムがややこし過ぎて……、私も何回か通報しましたが、もう断念しているというか。

なので、通報システムで簡単にできるように、国交省のほうが簡単に出来るのであればそれで広めていただきたいと思いますので、ぜひそこは御検討よろしくをお願いします。

以上です。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

通報システムについては、今、国土交通省のLINEによるアプリによる通報と市独自の市民ポータルサイトによる通報システムと両方あるところなんですけれども、国土交通省のLINEだと、登録という部分を押していただいた後、トークに従って進んでいただければ非常に簡単にできるという利点がございます。

また、国道・県道・市道というのを市民さんが分けずに、位置情報で自動的にサーバーでその所管する道路管理者のところに通報が届くような仕組みになっていますので、そういった部分では国土交通省のLINEのほうが市民さんにとっては使いやすいのかなというところで、お尋ねいただいた際には国土交通省のLINEのほうを現場としては進めているところです。

しかし、市独自で通報システムというのがありますので、ここについては所管をしている情報政策課とも協議をして、より一層使い勝手がいいものに変えていく必要があるというふうな認識は情報政策課も持っておりますので、今後も引き続き、LINEのアプリ等をどうするのか、その辺りは検討してまいりたいと思います。

あとバックの部分についてなんですけれども、先ほど国土交通省のLINEについてはそういった形でサーバーから来ますので、個人さんから直接来るものではないので、個人さんにお返しができないという点はあります。

そこをどうするのかというところで、市報という紙面を使ってというところもあるんですけども、紙面の記事の量の制約とかもございますので、その辺りは広報誌を作っている情報政策課とも協議をしまして、こういった形で市民さんのほうにそういう通報による実績を見ていただく場をつくるのか、そういうところも併せて検討してまいりたいと思っております。

以上となります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

職員への意識づけとともに、市民の方へも意識づけになると思いますので御検討いただきたいと思います。

また、郵便局との包括協定で、郵便局の配達員の方をもってことでおっしゃられたんですが、配達員の方を見ますといつも忙しそうにされているんですね。

その中で本当に陥没の連絡をいただけるのかなというところもありますので、仕事に支障を来さないっていうことを条件に通報いただくっていうことで、あまり無理をさせないようにお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

再開いたします。

これより、都市整備課関係議案の審査を行います。

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

樋本太郎都市整備課長

それでは、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち都市整備課関係分について御説明いたします。

恐れ入りますが、建設経済常任委員会補正予算説明資料の18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金の4,360万7,000円につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正でございます。

対象事業といたしましては、公園施設長寿命化対策支援事業として、朝日山公園芝広場トイレ改修事業、文化会館改修事業でございます。

また、都市公園事業として、当初予算で計上させていただきました市民公園の基本設計と市民プール解体設計でございます。

次に、官民連携型公園計画策定調査として、中央公園整備基本計画策定に係るものでございます。

次に、集約都市形成支援事業費補助金マイナス379万3,000円につきましても、国の内示に伴うものでございます。

対象事業といたしましては、立地適正化計画策定業務でございます。

恐れ入りますが、19ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきましては、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金の交付決定に伴う補正でございます。補助率は、事業費の50%でございます。

20ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節3都市計画債につきましては、先ほど申し上げました国の社会資本整備総合交付金の内示に伴います市債分でございます。

次に、歳出でございます。

恐れ入りますが、21ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料につきましては、50戸連

たん区域指定基礎調査委託料でございます。

こちらにつきましては、次のページの主要事項説明書で御説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

この事業の目的について御説明いたします。

市街化調整区域における既存集落の維持・活性化を図ることを目的として、県条例に基づく50戸連たん制度の区域指定のため、県への申出に係る調査業務を実施するものでございます。

次に、事業内容について御説明いたします。

このたび、水屋町地区から50戸連たんの区域指定に係る調査の申出がございましたので、県の区域指定を受けるために必要な基礎調査及び県への申出書、図面等の作成に要する委託料を補正いたしております。

次に、23ページをお願いします。

こちらのページにつきましても、全て次ページ以降の主要事項説明書で説明させていただきますが、概略を申し上げさせていただきますと、目2公園管理費、節7報償費、節8旅費、節12委託料のうち、中央公園整備基本計画委託料につきましては、中央公園整備事業に係る経費でございます。

次に、節12委託料のうち、工事監理委託料及び節14工事請負費につきましては、都市公園遊具等改修事業、公園施設長寿命化事業に係る経費でございます。

節16公有財産購入費につきましては、市民公園整備事業に係る経費でございます。

次のページ、24ページをお願いいたします。

事業名、中央公園整備事業でございます。

この事業の目的について御説明いたします。

市の中心部に位置し、市を代表する祭り等の会場として活用されるなど、多くの人々に利用される中央公園について、官民連携を視野に入れつつ、全体的な在り方を検討するため、基本計画を策定するものでございます。

事業内容について御説明いたします。

基本計画策定業務につきましては、与条件の整理など基礎調査のほか、民間企業への導入可能性調査などの委託料を計上させていただいております。

また、当該業務の事業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式による選定を予定いたしており、その選定委員会のうち1名につきましては、学識経験者をお願いいたしたいと考えておりますので、謝金と旅費を計上させていただいております。

次に、25ページをお願いいたします。

事業名、都市公園遊具等改修事業（公園施設長寿命化事業）でございます。

この事業の目的について御説明いたします。

公園施設につきましては、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、令和5年度に見直しました鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を図るものでございます。

次に、事業内容について御説明いたします。

今回は、朝日山公園の北側でございます昭和45年に設置いたしました、くみ取り式芝広場のトイレ改修工事を行うものでございます。

設置場所につきましては、資料右下に位置図を記載しておりますが、現在の設置場所近くの場所に設置し、これまで男女共用トイレでございましたが、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレを設置することといたしております。

また、現在のトイレはトイレが新設された後に撤去させていただく予定といたしております。

次に、26ページをお願いいたします。

事業名、市民公園整備事業でございます。

この事業の目的について御説明いたします。

令和5年度に策定した市民公園整備基本計画に基づき、芝生広場など公園施設として整備するため、佐賀県有地を購入するものでございます。

次に、事業内容について御説明いたします。

購入予定地の概要につきましては、所在地、鳥栖市宿町807番20、地積、2,567.96平方メートル、所有者、佐賀県、地目、宅地でございます。

購入価格につきましては、3月の委員会において議案外報告させていただきましたが、県が評定された令和7年6月時点の価格を2分の1に減額された価格でございます。

国からの交付金につきましては、今回の内示により交付金を充てることができませんでしたので、地方交付税に有利な地方活性化事業債を充てることといたしております。

次に、27ページをお願いいたします。

目4緑化推進費でございます。

歳入で御説明しました県の補助金の決定に伴う補正でございます。

節10需用費につきましては、11月に開催予定の花とみどりの祭りに必要な消耗品費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの祭りを主催される鳥栖市花とみどりの推進協議会に対する補助金でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費について御説明いたします。

中央公園整備事業の中央公園整備基本計画策定委託料につきましては、利用者等への十分なニーズ調査及び民間企業への導入可能性調査など十分な検討が必要であり、今年度内では十分な実施期間を確保できないことから、繰越明許費を設定させていただいております。

最後に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

公園施設長寿命化事業につきまして、令和6年12月に成立いたしました国の補正予算に対応するため、工事請負費を繰り越すこととなったものでございます。

以上、議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、都市整備課分の御説明を終わります。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

小石弘和委員

23ページの報償費と旅費は何名ですか。10万円になっておりますけど、何名で、どこから呼ぶんですか。

樋本太郎都市整備課長

こちらは、業者の選定をプロポーザルで選定させていただきたいと思っております、学識経験者をお願いしたいと思っております。

候補者につきましては、P a r k - P F I に造詣の深い大学の先生をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

どこから呼ぶんですかってお聞きしているんです。

樋本太郎都市整備課長

失礼いたしました。

福岡大学の柴田先生をお願いしたいと考えているところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

齊藤正治委員

プロポーザルでされるのはいいんですけど、官民連携ということと、全体的な在り方――

これをどういうふうな位置づけで公園を造り直そうとされているのかっていうコンセプトは分かりますか。

樋本太郎都市整備課長

これから懇話会を設立いたしまして、コンセプトを定めていく考えではございますが、中央公園につきましては中心市街地でございますもんですから、基本的にはにぎわいづくりの場所として位置づけて話を進めていきたいと執行部としては考えております。

齊藤正治委員

にぎわいづくりの場所っていうのは、にぎわいはそう簡単に……、ここをどういうふうな位置づけにしていくかということをもうちよっときちんとしたあれがあってもにぎわいづくりってなかなか難しい。

言わば中心市街地があってこそ一つ一つが連携したようなにぎわいになるんだと思うんですけども、現状でいくと中央公園というのは、トイレが広かったり、暗いトイレがあったり、水辺が広いとか、そういったのがあるわけですよ。だから、そこをどう生かしていくかというのはなかなか厳しい判断になると思うんです。

そこをあの面積の中でどう構成していくかっていうのは、発注っていうよりも、ここに先生たちを呼んで市民のニーズをどうかこうとかということはあるけど、公園のニーズっていうのは大体決まっているわけで、そんなに特殊なことはないんですよ。

そういった中で、公園の在り方を、課長はしっかりと考え方を持った中で進めていくというようなことじゃないと右往左往して——柴田先生がいいとか悪いとかは別に言いませんけれども、そういう先生たちの話も大事なんだけど、やっぱりする側、求める側の考え方はしっかりしていただきたいということでございますけれども、いかがでございますか。

樋本太郎都市整備課長

ありがとうございます。

我々としても、発注前にしっかりと中央公園の在り方等を再度検討し直して、発注に向けて努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

50戸連たんの話ですけども、いわゆる20か所あった中で、これで何か所になるんですか。

樋本太郎都市整備課長

4か所目になります。

齊藤正治委員

そうすると、あと16か所、これをどういうふうに進められていかれるんですか。

樋本太郎都市整備課長

現在、3地区ほどお問合せをいただいております。

そういったところに住民説明会なりを開いて働きかけを図っていきたいと考えております。

齊藤正治委員

当初の指定からもう10年以上になっていながら、いまだにまだ半分もいっていないというような状況かと思いますが、そういったことをどうやって打破するかっていうのをもうちょっと積極的に……、相手の区長さんとか何とかにまとめろと言うわけでしょう。

これがどういうものであるかを理解するのに区長さんそのものが時間がかかって、それをまた役員会にかけたりするのが面倒くさかったりするものですから、もうちょっと簡素化したことをやっていかないと指定するだけっていうのはプラスしかないんですよ。マイナスにはならないわけで。

だからそこをよく理解されて、もうちょっと簡素化していくっていうことをやり方として集落の区長さんあたりに話をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

樋本太郎都市整備課長

齊藤議員から御案内いただいたとおりでございまして、我々としても地元にもっと積極的に働きかけをさせていただきたいと考えております。

願わくば、我々のほうから住民説明会をお願いするように働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

有馬補佐は何かある？

答弁をよろしく申し上げます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

齊藤正治委員

50戸連たんの話ですが、50戸連たんに属しない三島町と河内町はどうされていくんですか。

樋本太郎都市整備課長

50戸連たんというのは、前提として地区の方での機運というのが大事になってくるかと思いますが、過去の委員会等でも委員のご案内があったとおりでございまして、他県においては40戸連たん制度などもございますので、そういった制度について折を見て積極的に佐賀県に働きかけを行っていきたいと考えております。

齊藤正治委員

働きかけはまだされていないんですか。

樋本太郎都市整備課長

前任からは一度そういう話を県にしたということは伺っております。

私はまだしておりません。

齊藤正治委員

問題は、鳥栖市が10万人の人口を目指すというコンセプトを市長は言っておられるわけですよ。

それなのに、私から言わせれば、そういう取組じゃあ、これで本当に増えるのかというよな。だからもうちょっと積極的にそういったところの穴の開いている隙間じゃないですけども、もうちょっときめ細やかに河内地区とか三島地区をどうしていくんだというようなところも含めて、10万人を目指すにふさわしい能動的な考え方をお願いしたいと思いますけれども、いかがお考えですか。

樋本太郎都市整備課長

委員の御案内のとおり、能動的に頑張ってまいりたいと思っております。

藤田昌隆委員長

50戸連たんについては、十五、六年前から言い始めて、江島町が最初になって、その後に今町、今度は水屋町、それから真木町もしたいという声が上がっているんですけど、踏み切れんのは、例えば柚比町で考えると、柚比町の真ん中に田んぼがありますが、ここは青地です。こここそ50戸連たんの中で家を建てたりせないかんののに、できるのに、必要なのに、これは青地だから駄目と。いや、ちょっと待てと、例えば町内にそういう田んぼが入ってきたり、家の近くにぽんと田んぼがあったり、そういうのは駄目と。こういうことだったら特に中山間地域は、地区計画にもものらん、50戸連たんにも何ものらん。

ということは、今の段階では、あんたたちには将来はないよと言うことと一緒にですよ。だって、鳥栖市全体の絵を描いてみたわけでも何でもなし。ただ、ぽっとなつとるよと見直してちょっとしたり。

50戸連たんは使い勝手が悪いって言ってるじゃないですか。県に対して鳥栖市はこういうことでこの地区の中に青地があっても50戸連たんの枠内に入れますとか、そういう変えたいという意図はあるのかどうかお聞きしたい。

樋本太郎都市整備課長

法的なことを申し上げますと、許認可権限が県にございますので、その判断はこちらにはできかねるということが一点と、あと、青地という地区につきましては、やはり農地を守るという観点もあってそこも大きな部分でございます。

ですので、我々としましては、50連たん制度の改正とかについて可能な限り県に働きかけ

を行って改正等を促すような努力はしたいと思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

今は、青地を守れ、農地を守れじゃなくて、農家を守れっちゅうことよ。将来性が全くない見通しがないところをほったらかすんですかって。地区計画には入らん、50戸連たんにも入らん、残ったところはどうしますかって。同じ鳥栖市民なのに違うんですか。

それこそ色分けして、全部市街化調整区域とか線引きをなくすとかで思い切り変えるならいいですよ。そうせん限りは、鳥栖の中山間地域とかそういうところは土地は荒地で――農業を守るって誰がするんですか、いませんよ。

ということをつかかった上でぜひ県に対して――県が許可権限持ってるんやったら県に対してどんどんアプローチしてください。ぜひお願いします。

小石弘和委員

50戸連たんって難しい問題よ、もうやめたらどう。江島町でさえばらばらしているじゃないですか、もう下り坂ですよ。幾ら申請しても難しい問題よ。江島町はいい場所やったんですけど、全然埋まってないですよ、50%も埋まってないかな。もう下り坂ですよ。また増えてないですよ。そういうふうなことです。

やっぱりもう少し真剣に考えていただかんことには、幾ら県に言うても市が一生懸命ならんことにはどうしようもないんです。

それから、中央公園の基本計画策定。これは何十年も色んなところから話がきてるけど全く変わってないんですよ、これは専売公社の横にあって、片倉公園って言っていたんですよ。もう50年ぐらい全く変わっていない。ここのまちづくりをするためには、よっぽど考えていかんと金使うばかりで何もならん。全然発展してないやない。

これだけ金突っ込んで、果たしていい公園ができるかっちゅうと非常に難しいと思うんです。これだけ予算組んでありますから、一生懸命やってくれんですか。

藤田昌隆委員長

付随するんですが、民間企業への導入可能性調査ってあるんやけど、基本計画策定業務で1,650万円とかずらっと書いてありますが、例えば、PFIを導入しようと思ったら、PFIを受ける業者のほうでいろんな絵を描いて、市役所の皆さんとかに説明して、こういう建物を建てて、こういう計画でこういうものをして、この公園にどれぐらいの市民を呼び込むとかいうところまできちんとして市に民間業者を持ってくると思うんですよ。PFIというのはそうやけん。

計画して、市にどうですか、検討してくださいって。

それを最初から P F I を使ってやると決めれば1,650万円とか要らんわけですよ。大学の先生を呼んでするよりはよっぽど気の利いた公園整備してくれますよ。だから私は、1,650万円は無駄だと。この中に民間の企業へのあれも含んで可能性調査ってあるけど、何ば調査するって。こういう業者いっぱいおるっちゃけん、電話でちょっと考えてくれんって、そういうところに聞いてすりゃあいいじゃん。そうすると1,650万円は要りません。

業者は恐らくすばらしいやつを、P a r k－P F I をやっているところは出してくれると思います。いかがでしょうか。

樋本太郎都市整備課長

今回の中央公園整備基本計画の策定が主なものでございます。

通常、市民公園の整備基本計画もそうでしたが、単費で行うものでございます。

ただ、P a r k－P F I に関しましては、今、国のほうがお力をいただいておりますので、今回のこの計画、本来は単費でするところにつきまして半分補助がついているような状況でございます。

P a r k－P F I 導入可能性調査っていうのは、中央公園が P a r k－P F I ができるかどうかというのを調査するものでございますので、現時点では、我々も P a r k－P F I ができるという判断はしていないところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

P a r k－P F I ができるかどうかは、こういう投げかけをして向こうがいろんなことを考えて提案するんで、市としては、いや、これじゃ駄目とか判断をするだけやけん。国がどうのこうのって言ったけど、その前の話だから。

基本的にいいものを提示してくれるから、それを検討して、国のいろんな補助金を入れて安く上げるとか、それが本当じゃないの。違う？

だから準備段階をもう少し組立てた上で、最初からやり取りがないならこういう民間連携って最初から入れんならいいったい。

こうして言葉として入れとんならやっぱりそれなりの動きなり計画なりをせやごて。

言葉としては入れましたけど何も考えていません、国の金をどうのこうのって、それはおかしかろうもんって、ということでございます。以上、私からは終わりです。

野下泰弘委員

同じところで、P a r k－P F I のためっていうところがあると思うんですけど、いろいろな店舗を入れるとか、民間の遊ぶようなスペースを管理してもらおうとかあると思うんですけどイメージが全然つかないんですよ。

どういった公園にしたいのか、にぎわいっていても幅広いじゃないですか。まずそこがあるのか、何をどういったところをイメージしているのかがあるんですか。

それがあってからこの有識者の柴田先生というのを選ばれたと思うんですが、その選定理由というのでも教えてもらえれば。

樋本太郎都市整備課長

先ほどの答弁と一緒にあって恐縮でございますが、中央公園整備基本計画策定に当たっては、現在にぎわいの中心市街地に位置すると、にぎわいのできる場所としたいという漠然としたイメージはございますけれども、これから懇話会とかニーズ調査とか、そういった各関係団体の皆さんの御意見を聴取して、コンセプトをつくっていきたいというふうに考えております。

それから、柴田先生はあくまでもこの計画策定業務の事業者選定に当たって、プロポーザルの選考委員としてお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

ホームページを見たら、空間デザインとかデザイン系の——警固公園とかをされている方なんで、にぎわいのそういう人の流れとかプロではないと思うんです。そうすると、選定が目的と違うんじゃないかなと。

選定委員というのは分かるんですが、なぜこの方を選ばれたのかという理由になっていないと思うんです。その点はどうですか。

樋本太郎都市整備課長

柴田先生の件につきましては御案内がありましたが、御承知のとおり警固公園が西鉄福岡駅にある公園でして、暗くて犯罪の温床となったりしていたというところで、その改革をされた先生でございます。

P a r k - P F I も活用をされていろいろ見識が高いというふうに聞き及んでおりますので、選定委員としてふさわしいと考えておるところでございます。

藤田昌隆委員長

柴田先生の警固公園のやつは、要するにP F I っていうのは、人を呼んでいろんなお金を落としてっちゃうことが造ったところも行った人もいろんなものを食べられたり遊べたりっていうのが本来の目的やけん。

柴田先生のやつは、例えば公園がだーっとあった、前は暗くてどうのこうのとあったけど椅子の配置を変えてみたり木の配置を変えてみたり、それがたまたまとは言わんけど、その計画がテレビに取り上げられて客が増えたねと。そういうだけで、あれはP F I じゃないっ

ちゃけん。P F Iにつながっちゃいないっちゃけん。ただ人が集まりやすくなった、座りやすくなった、時間を過ごしやすくなったっちゃうだけ。何か造ってとかじゃない。ただ、便所辺りもきれいにしたので先生がテレビに出てすごいねってなっただけです。以上。

ほかには。

飛松妙子委員

今の中央公園整備事業のところですが、ここもにぎわい創出ですが、駅東のほうも、今年、県と市が5,000万円ですか、かけてにぎわい創出をあそこもするというので、何かしら連動した形で今後につなげていくってことがとても大事だと思っているんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

樋本太郎都市整備課長

御質問にお答えいたします。

副委員長おっしゃるとおりでございます。

我々としても東西の連携というものは、もう数十年来の課題でございますので、そういったものをうまく連携できるような、そういった事業等に検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうであるならば、西側の駅前広場も含めた形での公園事業も何か考えていただけるような公園整備事業にさせていただきたいと思うんですが。例えば人の流れる動向だとかそういうところが見えてこない、私たちも公園整備事業をあそこだけ考えて大丈夫なのかっていうところがとても不安なところがありますので、ぜひその辺りもしっかりと検討していただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

私が一般質問しました市民公園整備事業8,950万円。私が一般質問してそのあと県から何か話がありましたか。電話か反応が。それをぜひ聞きたい。

樋本太郎都市整備課長

すいません。特には。

藤田昌隆委員長

ない？

樋本太郎都市整備課長

はい。ございませんでした。

藤田昌隆委員長

そうですか。全然響いとらんのやね。

和田晴美委員

ちょっと関連するので私からも質問させていただきたいんですけど、一般質問で委員長もされたんですけど、あれのスタート地点、なぜあれを交換して買うことになったかっていうのを、時系列でお願いしたいんですけど。

情報が混乱していて、鳥栖市がどういうところを希望しているかとか、それに対してどのような考えで決断をして今までの経緯を進めてきたのかっていうのをスタートから御説明いただけますでしょうか。

樋本太郎都市整備課長

お答えいたします。

まず、令和4年2月に県のほうで産総研跡地の一部について、SAGAスポーツピラミッド構想の一環としてサガン鳥栖U-15グラウンド用地として整備する方針を発表されております。

藤田昌隆委員長

異議あり。

その前に会計検査院から産総研がある県の残った土地は使われていないという指摘があって、それから、県が動き出したと。スポーツ何とかよりそれが先やろうもん。会計検査院から指摘があってからやろうもん。

樋本太郎都市整備課長

すいません。

説明が漏れておりました。

令和5年の産総研に対する会計検査において、土地について、一部余剰の部分があるとの御指摘があったというところで、産総研のほうで佐賀県のほうに御返却をなさっております。

それと同時かどうかは私どもでは分かりませんが、県のほうで産総研の跡地についてサガン鳥栖U-15グラウンド用地として整備する方針というものを令和4年2月に発表なさっております。

本市のほうに具体的なアクションといたしましては、令和4年の3月に事業依頼を受けております。

内容といたしましては、グラウンド整備に必要な土地の確保が困難というところで、隣接する市民公園の用地の対応も含め、サガン鳥栖のホームタウンとして一緒に事業に取り組んでほしいという内容だったということです。

藤田昌隆委員長

異議あり。

令和4年の2月の県の話は、あの話は、佐賀県知事と語る会の際に知事が産総研のところにU-15の練習場を造るというのを誰も知らん新聞発表も何もない中でいきなり言われたんよ。私たちも知らなかったし、その報告会の中でいきなり言われた。そういうことです。

樋本太郎都市整備課長

引き続き御説明させていただきます。

本市としましては、先ほどの令和4年3月の協力依頼を受けております、県のSSPからです。スポーツ振興課と当時の都市計画課で立ち会って応じております。

本市といたしましては、令和4年の4月に内部の調整会議を経て市有地の提供に向け協議すること等について回答いたしております。

内部の調整会議で庁内方針を諮るための会議を経て回答いたしております。

その後、本市としてはグラウンド整備が市民公園に与える影響等を調査するために、令和4年の9月に、基本計画策定に係る事業費について補正予算を提案させていただきました。

基本計画を進めていく中で、都市公園法上、原則、都市公園の面積を減らすことができないということがございましたものですから、市民文化会館の西側県有地について、公園施設として整備することを検討することといたしまして、令和5年の7月に県に当該地の換地及び取得の要望を伝えております。

令和6年の3月に市民公園整備基本計画を策定させていただきまして、令和6年5月10日の建設経済常任委員会において、市民公園整備基本計画について報告させていただく際に、市民文化会館西側県有地の換地及び購入予定を報告させていただいたところでございます。

同様に、令和6年の5月28日の議会全体勉強会においても報告をさせていただいております。

藤田昌隆委員長

異議あり。

今、鳥栖市からお願いしたって言われたけど、慌てて計画策定とかに950万円の金をかけて、県に合わせるためにわざわざ県から買うための理由として、計画策定上、あそこを使いたい。だから950万円使って計画をつくりましたって。それはあくまで県から言われたことをきちんとやるために後づけで950万円を使ってやったわけでしょう。

樋本太郎都市整備課長

後づけということではございません。

我々といたしましては、県道側とバイパス側とかの動線の確保ですとか、そういったいろ

いろ市民公園内とかも併せてございましたので、もちろん……

藤田昌隆委員長

市民動線と言われたけど、この前、相撲場のところの駐車場がどうのこうのって言ってあったけど、それはその後の話やろうもん。

樋本太郎都市整備課長

いえ、計画を策定する段階で検討させていただいております。

藤田昌隆委員長

だから、その計画自体が後づけでしょうっていうことたい。まあいいや。すいません、俺が取ってしまった。和田議員どうぞ。

和田晴美委員

これまでの経緯をおさらいいたしますと、グラウンドの整備をするっていうのが決定したのは令和4年2月ですね。

何でこれを聞いているかっていいますと、藤田委員長の一般質問を聞くと、会計検査院の指摘によって、土地を有効活用しなくちゃいけない、土地の活用について考えを改めないといけないと。

それで出てきたグラウンドからずると話が出てきて、結果的に心配しているのが、8,950万円が土地の買収にかかると。

これが、本来は本市としては望んでいない土地の利用に変わって、この負担をしているんじゃないかというところで、この予算が適正かというところで質問をしております。

それで改めて聞きますが、令和4年の2月にグラウンド整備の決定をしましたと。そして、令和4年3月に市へ協力依頼を受けて、令和4年4月に市としては内部に協議して県にその旨を回答したと。そして、9月に補正予算を計上していろいろ検討してみると、令和5年7月に東側の土地を使いたい、計画の中に含めてほしいというところまでが把握できました。

その後に計画が出てとありましたので、その続きの御説明をお願いします。余計ごちゃごちゃになって、よく把握ができていませんのでお願いいたします。

樋本太郎都市整備課長

では、もう一度御説明させていただきます。

議会全体勉強会以降の経過について御説明させていただきます。

基本計画に基づきまして、こちらの用地、こちらは都市公園になりますもんですから、区域について都市計画決定を行う必要がございます。

ですので、令和6年11月8日の都市計画審議会を経て、12月24日に市民文化会館の西側については公園用地として都市計画決定を行っております。

令和7年の3月定例会でも御報告させていただきましたが、3月31日付で市有地のサガン鳥栖U-15のグラウンド整備に係る部分と市民文化会館の西側の土地の東側といいますか、分筆した東側の土地について、交換させていただいたという経過でございます。

以上でございます。

和田晴美委員

そうしましたら、すごい重要なんですけれども、あくまで、会計検査院による土地を県が考えたことはきっかけであり、本市が県に対して、そういうことであれば交換したっていうか、市有地をくださいという要望を出して、県もいいよって言った。

それで、譲ってくださいっていう土地がこちらが譲った土地に対して大きかったのもその分を払うと。そこまでいくのはちゃんと計画して議会にも報告したっていうところであってまずでしょうか。

樋本太郎都市整備課長

さようでございます。

藤田昌隆委員長

鳥栖市がやった土地と等価交換でしましよと、じゃあ残った部分をわざわざ買わんでも他のところの土地を買って——面積が減ったらいかんのでって言うんやったら、他のもっと安いところがあればぐらいの面積やったら公園の土地の周りがあるやん。

8,950万円も出して、しかも半額ですからって、半額じゃなかったら1億何千万円もするわけ。それだけの価値があると思う。ないやろうもん。

だから、同じ面積が要るんやったら違うところでもよかったでしょうって。わざわざ高いやつを半分にしてもらって買う必要もないやろうと思うんですが。

齊藤正治委員

執行部としては、現状のこの計画を出されているわけです。

それがいろいろあるんでしょうけれども、全体勉強会も含めてここに出されているっていうこと、そういった予算もつけられているということですけども、要は……

藤田昌隆委員長

いや、すいません。

予算もつけられていなくて、予算の審議をお願いしますって出されてるわけですよ。

齊藤正治委員

だから、その金額が不満であれば、例えばゼロベースで要望を再度できるとかできないとか、してくれとかそういうことを検討していくかどうかじゃろうと思うんですよ。

藤田昌隆委員長

そうですね。そうです。

齊藤正治委員

だから、こうなるよりもそういうことを先に決めていただければいいと思いますけどね。

藤田昌隆委員長

だから、一般質問前にあそこで言ったのは、ただ、はいつて言うんじゃないくて、いろんな方法があったでしょうって。

齊藤正治委員

そういうことで、私は逆にそういう提案をします。

藤田昌隆委員長

そういう提案。具体的には、何と何なんですか。

齊藤正治委員

このままでいいのか、それともゼロベースでもう一度県と折衝をしてくださいという要望をお願いするのかわどちらかだと思います。

藤田昌隆委員長

部長、市の見解としては。

沼野猛建設部長

すみません。

今、御質問いただいている件でございますけれども、おっしゃるとおり過去の経緯の発端は県のいろんないきさつの中で検討が進んできた、スタートの発端はそういったものがあったのかなど。

樋本課長からも話があったようにスタートの経緯については、県から意向打診があってそれに対して市が検討してきたと。

市の検討のプロセスについては、議会にもお諮りしながらその必要性については検討した結果、ここの用地は必要だという判断に至ったので、今回その予算について計上させていただいているというプロセスを踏ませていただいているというふうに思っております。

その上で、もしこの委員会の中で、もう一度ゼロベースで検討すべきじゃないかという御意見であるんだしたら、そこはまた改めて検討しないといけないのかなど思っております。

けれども、我々執行部の考えとしては、今までのプロセスは誤ったプロセスにはなっていないかなどいうふうに思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

分かりました。

野下泰弘委員

短めに、25ページのトイレの件です。

最近ほかのところに造ったのは四阿屋のトイレだと思うんですけど、それにしてもまた値上がりしていると思うんですよ。

幾ら上がって、この8,000万円の妥当性を教えていただきたいと。

もう、ほぼ1億円トイレって言われるようなものに近づいてきたと思いますので。

樋本太郎都市整備課長

お答えさせていただきます。

まず、必要性のほうから御説明させていただきます。

芝広場につきましては、公園近くの高校であったり、中学校の生徒が部活動で利用されたり、保育園児などが日常的に利用されているところがございますし、近くにサガン鳥栖の練習の階段がございますので、市外の高校からもトレーニングに、それからヨガなども利用されている場所がございます。

以前は、小学校の遠足にも利用されていたんですけども、トイレが古くて臭いがするという理由から遠足に利用されなくなると聞いているところがございます。

また、地元などからもトイレ改修について、五、六年前から要望を受けております。

先ほど御説明させていただきました長寿命化計画に基づきまして、今回、ようやく改修工事を提案させていただいたというところがございます。

それから工事が高額となる理由でございますが、4つございます。

まず1つ目が、現場組立て工事であることでございます。

芝広場につきましては、進入するための道が狭いため、工場で組立てられた市民公園とかに設置しておりますユニットトイレみたいな形のを置くことができないため、現場組立てとなります、そのため工事費が高額となっております。

それから、下水道認可区域外でございますので、浄化槽の設置が必要であるというところ です。

それから、給水管工事のグレードアップが3点目でございます。

現在、設置しております給水管の口径は13ミリですけれども、それでは今回整備させていただくトイレのほうを賄えないため、給水管の口径をグレードアップするためでございます。

それから、今まで電気設備がございませんでしたけれども、浄化槽を稼働させるために電気設備の設置が必要になったというところがございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

トイレっていうのは、ほかの議会でもすごく問題になっているんですけども、例えば電気はソーラーとか、そういった最先端技術が詰まるとかそういうのもなく、やっぱり8,000万円がかかってしまうということですか。

例えばバイオトイレでもない、それでもやっぱりこれだけかかるのが現状なんですか。

それと、前回価格を調べるのを忘れてたんですが、前回の四阿屋のトイレは6,000万円ぐらいでできなかったかと思うんですけど、そことは全然違うんですか。監理費っていうのは別にされてますけど、その違いを教えていただければ。

樋本太郎都市整備課長

四阿屋とは牛原町の四阿屋のトイレですよ。

牛原町の四阿屋遊泳場については、私も担当させていただいたんですが、記憶が確かではございませんが、あそこはユニット型のトイレでございますので、大型車両が入ることができましたので置くだけのトイレといいますか、現場組立ては必要なかったトイレだったと思います。

申し訳ございませんが、金額については失念いたしております。

野下泰弘委員

あとでいいんで、トイレの図面とか資料を頂ければ。あと、費用がどういうふうに割合で分けられてるか。

今、1億円のトイレっていったらすごくおしゃれでめちゃくちゃすごいですよね。豪邸が建つぐらいだと思うんです。

そこと比較して、ちゃんと8,000万円かかったトイレっていうのが見れるような資料を見せていただければと思います。お願いいたします。

藤田昌隆委員長

今の資料は出せますか。

樋本太郎都市整備課長

御用意させていただきます。

藤田昌隆委員長

今議会が終わるまでには提出をお願いします。

飛松妙子委員

そのトイレなんですが、地域でいろんな特色を持ったトイレのまちおこしをされているところもあるじゃないですか。

何か、そういうことも考えていらっしゃるのかどうか教えていただけますか。

樋本太郎都市整備課長

お答えさせていただきます。

基本的に長寿命化計画で行う工事というものは更新工事でございますので、既存あるトイレを造り直すというような形になってくるかと思えます。

ですので、新たに整備する整備事業として行うような公園につきましては、そういった検討も必要かと思えます。

以上でございます。

飛松妙子委員

であるならば、例えば壁が白壁であればそこに何か絵を描くとか、何か工夫していただいて。先ほど言われたようにサガン鳥栖の練習として使われていた階段を見に来られる方もいらっしゃるってするのであれば、トイレですけど写真スポットみたいな感じにできると市民の方も喜んでいただけるかなと思えますので、そういう検討をしていただきたいと思います。

それと、やっこのトイレの整備ができるってことなんですが、先ほど昭和45年に建てたとおっしゃられましたよね。ここには30年以上経過して書いてあるんですが、40年以上ですよ。50年ですか。

樋本太郎都市整備課長

すいません。

主要事項説明書の目的のほうかと思っておりますが、こちらは一般的な公園施設長寿命化事業について御説明しているところでございますので、朝日山公園の芝広場に言及した内容ではございません。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうですね。

それで、45年ぐらい経っているっていう状況なんですが、30年以上経過したものがほかにもあるのでしょうか。

樋本太郎都市整備課長

すいませんが、具体的なものについては把握いたしておりませんが、昨年度の所管事務調査で御報告させていただいたところによりますと、現時点で123施設ほど改修させていただいておりますので、全体的にはたくさんの施設がございますもんですから、50年近く経った施設もあろうかと推測します。確定的なことがお答えできなくて申し訳ございません。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

計画的に改修していただくと思うんですが、古いとなかなか使いたくないっていう気持ち



国道・交通政策課

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第3号繰越明許費繰越計算書について

藤田昌隆委員長

これより、国道・交通政策課の審査を行います。

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、国道・交通政策課関係分の主なものについて御説明させていただきます。

委員会資料29ページをお願いします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金1,251万9,000円の地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、予約型乗合タクシー実証運行に対して、国からの補助金の内示に伴うものでございます。

続きまして、30ページをお願いします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料1,500万円の山浦PAスマートIC（仮称）調査検証業務委託料につきましては、山浦パーキングエリア周辺状況の把握を行い、当該箇所への設置の可能性及びインターチェンジへの接続道路の検討等に係る業務を委託するものでございます。

32ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料954万2,000円の予約型乗合タクシー実証運行業務委託料につきましては、予約型乗合タクシー実証運行の実施のため、タクシー会社に運行業務を委託する費用を増額補正するものでございます。

お手元に予約型乗合タクシー実証運行事業の事業概要をお配りしておりますので、併せて

御確認をお願いいたします。

次に、報告第3号の繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

34ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、高速道路利便増進事業につきましては、令和7年3月議会において1,056万円の繰越予算の承認をいただいております。最終的に同額の1,056万円の予算を令和7年度に繰り越すことを御報告するものであります。

繰越しの理由につきましては、交通量推計及びスマートインターチェンジの構造検討に不測の日数を要したため、委託料を繰り越すことになったものであります。

業務の完了は、令和7年6月末、今月末を予定しているところであります。

以上、議案乙第16号令和7年度一般会計補正予算（第1号）及び報告第3号繰越明許費繰越計算書の国道・交通政策課関係分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

小石弘和委員

1,500万円の質問をする前に、これは令和6年3月議会に当初予算で山浦パーキングスマートインターチェンジ調査業務委託料、一般財源から1,498万1,000円を予算化してるわけよね。そして、機構改革でそのまま建設課から国道・交通政策課に行ってるわけよね。

この部分で説明を受けているのは、山浦スマートインターチェンジができるかできんかの調査をするというふうなことで説明を受けているわけ。その結果はまだ出てないわけ？この1,498万1,000円から明許繰越しにしているわけ？まずそれを答えて。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

繰越しにつきましては、今、小石議員が言われるように令和6年度の当初予算の分の前払い分を除く金額として1,056万円の繰越しを行っております。

小石弘和委員

いや、前払いをしとっとやろうもん。何でそれが繰越しできると。1,498万1,000円から前払いしてるとやろうもん。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

契約におきましては、業務委託の際は前払いをできることとなっておりますので、前払いの分は令和6年度に支払いを行いまして、残った部分を令和7年度に繰越ししているという

形になっております。（「残った分、残額を繰越しとるわけ。じゃあその結果はまだ出ていないわけ」と呼ぶ者あり）

業務につきましては、今月、6月末の完了を予定しているところでございます。

小石弘和委員

6月末までの分を繰越ししているわけ。6月の末で結果を出すということ？

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

1,504万2,000円を追加するわけ。おかしな格好にならんか。

まだ、結果が出てないというのに追加でまたするわけ。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

令和6年度の業務につきましては、6月末の完了を見込んでいるところです。

なお、今、令和6年度の業務を進めている中でインターチェンジの可能性の検証ということで取り組んでまいりました。

先日5月の末に全体勉強会で説明させていただきましたけれども、山浦のパーキングに設置をできる可能性が考えられるということ、また文化財の近接というものが新たな課題として確認がなされたので、さらに調査、検証を深めていくために今回は令和7年度の新たな予算といたしまして、今回6月の補正予算として1,500万円計上させていただいております。引き続き取り組んでいくための予算ということで考えています。

小石弘和委員

いや、ちょっと待って。

今のスマートチェンジに本当に可能性があるわけ。可能性が出てきたわけ。

私は勉強会のときに新幹線も決まってないのによくそれができますねと質問したわけですよ。

あんたまだ、新幹線がどがんってるか、あれは国策ですよ。それをスマートチェンジの調査するって、年間1,500万円もかかるわけやろう。大きなスマートインターでは、七、八年かかっているわけ。同じ金をかけていくわけ？それに1,500万円ずつかけていったら8年間でどれだけになる。6月までに出すっていうなら、その結果も出ていないのに何で補正で組まないかんわけ。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回の1,500万円の補正予算につきましては、令和6年度の調査の検証業務の中でパーキングに設置ができる可能性というものを確認をしております。

しかしながらまだ、これから本当に設けるためには文化財の調査をはじめ、今検討を行っておりますものから、さらに深めていく必要があるということから、令和6年度に引き続き、切れ目なく取り組むために、今、補正を計上させていただいております。

また今、長崎の西九州ルートのお話をいただきましたけれども、新鳥栖駅との連携がこの山浦のスマートインターも非常に重要だと考えているところです。

ですので、西九州ルートの分岐ということはまだ未確定ではございますけれども、新幹線の新鳥栖駅というものは、今と変わらず今後も重要な接続点としてありますので、今回の山浦スマートインターにつきましては、今の新鳥栖駅との連携を図っていきたいと考えております。

小石弘和委員

今、山浦のスマートインターチェンジを幾ら調査しても道路を造る場合には国の史跡指定のところに引っかかるよ。絶対引っかかる。

そうになったらどうなると、そこまで調査しとると。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

現時点においては、図面も概略の検討ということですので、細かいところの確認というのはこれからやってまいります。

あと今、検討している中で委員がおっしゃるように勝尾城の史跡のこと、また文化財の包蔵地のエリアの中に入ってくるということから、現在、文化財の担当部署と現地の試掘の調査に向けて調整をさせていただいているところでございます。

小石弘和委員

引っかかるということならそれは無理よ。国史跡指定にしたときは何十年ってかかったとよ。それが鳥栖市の要望で簡単に――バックには誰がおると。小郡鳥栖南スマートインターチェンジは調査費から全部、国が出してるとよ。あそこは2年で出来上がってる。小城スマートインターチェンジですら調査だけで8年もかかっている。

新幹線の問題もある、令和6年度の結果も出てないのに補正まで組んで調査するのはなぜ今なのかって私は言ってるんです。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

繰り返しにはなりますけれども、令和6年度の調査に引き続き、切れ目なく検討を深めてまいりたいということから計上させていただいております。

小石弘和委員

それなら、令和6年度に組んだ結果はいつ出ると。まだ出てないんやろうもん。今月出ると。

藤田昌隆委員長

答弁できる？できるんやったら手を挙げて。答えられませんならはっきり言っていいとよ。もそもそ言って嘘言ってもしょうがないし、できません、分かりません、答えられません、何でもいいから言ってください。

沼野猛建設部長

すみません。

いろいろ御意見ありがとうございます。

山浦スマートインターチェンジの検証業務につきましては、担当課長が申しましたように6月までの検討で進めているところでございます。

検討の報告内容については、先日の勉強会でお示ししたものがおおむねの検討結果でございまして、実はもっと詳細な検討結果が本当はあるんですけれども、都市計画に関わる中身になるのでなかなか表に出すことができない非公表資料になります。

都市計画決定前に、例えば、実際どこにインターが来るのかっていう計画をお示しすると、そういう情報って一般的には出せないというものもあります。

そういったこともあって、出せる情報の範囲で皆さんに御説明をさせていただいております。

詳しい中身——こういう検討をしましたということのみは閲覧することは可能なんですけれども、資料として配付すると、今後、検討していった計画が随時変わってきたときに、いや、こういうふうに聞いていたんだけどかになってしまうこともありますので、そういう意味で都市計画決定に関わる資料って一般的にはお出しはしていないんです。

閲覧はできるんですが、そういう意味で検討結果の報告は、皆様方にお配りできる範囲ではこの間御説明させていただいたものでございます。

大きな論点でいくと、今の鳥栖ジャンクションの位置から市境のところまで含めて、大体このあたりの位置でスマートインターを造ると一番効率的・効果的に造れるのかっていう検討をやってきたと。

勝尾城の話は置いといて、構造的には今の山浦のスマートインターチェンジの位置から造ったほうが最も合理的・効果的に造れるということが昨年度と今年度の検討結果の中に出てきていると。

今から補正をお願いさせていただくものは、そこから次のステップとして、より具体的にどういったルートで線形しているのか、アクセス道路だとかの検討も必要になってきますの

で、そういったものを絶え間なく検討していかないと早期事業化に結びついていかないと。

発注が遅ればその分だけ事業化のゴールも遅れていきますので、絶え間なく業務を続けていきたいということで、6月に今の業務が終わりますので、今回、補正予算でお願いをさせていただいた後に発注手続をして、引き続きの業務検討を行って、継続的に行っていきたいということをお願いしたところでございます。

よその事例ですと、担当課長も申しましたように、おおむね数年かかる――五、六年以上かかってしまうということでございます。

やはり検討熟度を上げていかないと国に対しての説明ができないっていうところもありますので、今後、引き続き検討熟度を上げながら山浦スマートインターチェンジの必要性について皆様も含めて国に対しても御説明できるような検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

小石弘和委員

これは調査まで相当かかるということになるわけですね。

小郡鳥栖南スマートインターチェンジは3年でできたんですよ。これはバックに国がおるからですよ。

私は七年も八年もしても出来る可能性はないと思うよ。

今、部長が五、六年というような形ですって言ったけど、小城スマートインターチェンジでさえ七年も八年もかかっているんやから。七、八年かかってもできる可能性は少ないと思うよ。無駄な銭使うよ。そいけん、まずは令和6年度の予算として、できるかできないかを検証するという形でこの千四百何十万円を組んだわけやん。私はそう思う。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

齊藤正治委員

私は、山浦インターができるかできないかっていうのを去年の段階で予算を出されたときにそういう言い方で出されたことが根本的に違うんじゃないかならうかと。

山浦スマートインターチェンジっていうのは、もうずっと何年も前から地元要望というのがありますし、私たち自民党も国に対しても要望してきたわけです。

この山浦スマートインターのパーキングを利用したら、あそこに造るんだっていうのは、市が予算をつけた段階で、それで走るんだというように思っていたけれども、何か言葉の説明がそういうふうじゃなかったなって感じはしております。

だからそこは、やっぱりもうちょっと言い間違いじゃないですけども……。

というのは今、小郡鳥栖南のインターの話が出ていますけれども、それもそうですけれども久留米市の広川町と久留米市の間のインターが新しくできるようになって、既に国が事業化して予算をつけているっていうようなあれなんかは、今の市長が1年ちょっとぐらいかな。それでできるようになったんです。

だから、やっぱりそういったつながりっていうのを非常に重視していきながら、誰もいないわけじゃないから、そこら辺はもうちょっと事務的に整理しないといけないところはしないといけないけれども、恐らく久留米市はもう少し簡単に造った——データっていうのはもう十分、スマートインターチェンジの資料を見てもここに造るんだっていうふうにはふさわしいようなデータはここにできているわけですよ。

これをもう少し深めていくっていうようなことでしょうけれども、そういったことをしながらしっかりと国とのパイプ、部長さんを使いながらもっと先に進めていただければと思っておりますのでよろしくをお願いします。

小石弘和委員

今、齊藤議員が言うように私も同時にこの山浦に関しては国に要望してきているんです。もう十何年近くになるんですよ。区長会からの要望が出てるんですよ。しかし、何の手物もなかったんです。

それで、令和6年に山浦スマートインターチェンジができるかできんかで1,494万円というような予算を組むと。

出来る可能性があるというようなことが出たならば、それは補正を組んでも私は問題はないと思うんですよ。

部長さんでも2年しかおってないわけですよ。国から来られてるんですから、5年も6年もいらっしゃるのなら話は分かるでしょう。元の中島部長さんでも一緒じゃないですか。やるって言っても2年しかいないんですよ。

やっぱりそこを考えてやっていただかんことには、7年も8年もたってもできる可能性は少ないと思うんです。

やはり久留米市とか小郡市とかは積極的に首長さんたちが動いてあるわけです。

うちの首長さんはどうですか。要望はどこでされているか全く分からないですよ。2年ちょっとになりますけど、自民党議員団と行ったことも何もないですよ。そういうことです。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

野下泰弘委員

タクシーで意見なんですけど、運行時間が午前9時からになっているじゃないですか。高齢

者とか妊婦さんとかが病院に行くことを考えると9時では遅いと思うんです。

今回、午前9時にされた理由と、できれば午前8時にしていただきたいなって。

今回の一般質問で子供の朝の居場所とか言われているんですけど、仕事をする我々労働者が出るときに併せて出るっていう方も多くて。その時間変更がまだ可能かどうか、また9時でなければどうしてもいけないっていう理由があれば教えてください。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

乗合タクシーの運行時間につきましては、ミニバス等との乗り継ぎを考慮いたしまして、午前9時から午後5時までという設定をさせていただいております。

今後につきましては、この実証運行では午前9時から午後5時を予定しているんですけども、実証運行期間中にアンケートや利用者の声を聞くような場面を考えております。

今後につきましては、この実証運行を踏まえまして運行時間の午前9時よりも早い時間から出来ないのか、そういうことも含めて今後また検討してまいりたいと考えているところです。実証運行につきましては、9時から5時までを考えております。

以上です。

野下泰弘 委員

かしこまりました。

この話が上がった時点で、私のほうにも病院とかに使えるのかという御質問もいただいておりますので、病院は9時からしか開きませんが年配の方は8時くらいからいらっしゃるんで、ぜひ今後検討していただければと思います。

よろしく申し上げます。

和田晴美 委員

私からも関連の質問をさせていただきます。

まずは、これを利用する人、対象者です。

それと、それぞれ利用目的があるというのをいろいろ想定しながら、どういうふうな結果が出るかなというふうに思っているんで、幾つか質問をさせていただきたいと思うんですけども。

想定の一つで、お忙しい子育て世代の方たちが、御自宅から例えば18歳未満の子供だけを放課後にどこかへ行ってほしいけど、お迎えは自分自身の仕事が終わってから行くとか。聞きたいのは子供だけのそういった利用が可能なのかっていうところと、今日、西依議員が質問しておりましたけれども、想定しているのが1日6人ということですね。そして、配付していただいた資料によりますと車両台数が2台ということで、幾ら定員5人で乗り合いしたとしても6人という想定はちょっと少ないんじゃないかなというふうに思ったので、これに

対してお答えをいただきたいのは、どういうふうなことでこの6人の想定をしたのかっていうのが、2点目の御質問です。

ここで一回、区切らせていただきます。

杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

1つ目の、子供さんたちが放課後に習い事とかでこの乗合タクシーを利用して、例えば親御さんに予約をしていただいて子供さんだけ乗せて現地に行って、迎えはお母さんとかが行くってことです。運行の時間内におきましてはそういう利用も可能とっております。

もちろん未就学児の小さいお子様が1人で行くというのは、確かにお子さんによってはあるのかもしれませんが、例えば、小学生のお子さんがバスやJRに1人で乗っているということを見ますと、お一人で小学生のお子様が乗っていくというのは十分可能なのかなと思っております。

また2つ目の6人の想定ということですが、こちらにつきましては、どれくらいがということを非常に悩みました。

今、予算の計上ということではあるんですけども、ミニバスの利用の実績が4コース、4地区回っているんですが、平均しますと1日あたり12人の御利用をミニバスでいただいているような形になっております。

今回、始めるに当たって今から周知を進めてまいりますけれども、12人を目安におよそ半分ぐらいが少ないのか多いのかがあるんですけども、予算においてはそういう形でミニバスの50%の利用者ということで見込ませていただいております。

こちらがもっと増えれば運賃の収入が増えて運行経費が少なく済むという形になってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

和田晴美委員

何となく見えてきました。

今度は利用者側からの質問をさせていただきます。

台数が2台ということでバスの利用者の分析もされたということなので、午前9時から午後5時までで集中する時間帯があると思いますが、オーバーした場合の対応についてと、この実証をして次のステップに移るときに総合的に費用をどう考えていくかを。

これを実証するときに協力していただくタクシー会社さんへの支払いの計算方法については、例えば利用した分だけ払うとか、運行状況が変わらなくても日にち単位で支払うシステムなのか、そういうことで、今回御協力いただいているのかとかそういった利用状況の予算の使い方の内訳を。

それと3つ目が、今日聞くところによると、ミニバスよりも費用は大きいというふうに伺っています。

本市として来年からを考えるとときには、利用状況を見て、例えば総額で6,000万円以上であればこのオンデマンドのこういった分は第4の交通機関として考えて実証をやられているんですけども、この金額をオーバーしたらこの第4としては適さないというような判断を持っているのであれば、理由と金額を教えてくださいと思います。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

まず、1つ目の2台の運行ということでございますが、少し説明になるんですけども、この配付をさせてもらった資料の運行日っていうところを書いておりますけれども、市内全域の運行を2台で一度に賄うとしますと遠くから遠くに移動するときに時間がかかってしまいますので、実証運行においては、市内を北部エリアと南部の2つに分けて区分したいと思っています。

例えば、鳥栖駅から文化会館とか市役所とか、そういう中心の市街地辺りについては、北部エリアも南部エリアも両方に重複するような形で北部と南部を2つのエリアに分けた上で運行したいと思っています。なおかつ、北部エリアにつきましては、運行日を月水金の3日間で北部エリアだけで2台を月水金で回す。

南部エリアについては、火木土をこの2台で回すということで、移動距離がおおよそ市内の半分を2台で回るようなイメージになろうかと思っています。

月水金、火木土に分けての運行をなぜ考えているかと申しますと、北部エリアについては、火木土でミニバスが動いており、南部エリアについては、月水金でミニバスが動いておりますので、ミニバスが動いていない裏日と言いますか、間の曜日にこの実証運行の乗り合いタクシーを導入して、北部エリア、南部エリアという形で実証の運行をしたいと考えています。

2台で運行するということですので、予約については早いもの順ということになります。

また、乗合タクシーという特性ですので、例えば皆さんがプレスが鳥栖に行きたい、どこどこに行きたいと同じ方向から同じ方向の目的地に行くということであれば、途中で時間の余裕を設定しますので乗り合いが発生して同じところで降りる、もしくは後から乗ってきて先に下りると、そういうことも可能性としては考えられます。

ただ、どうしても乗り合いに適さない場所やルートになりますと、2台ですので待ち時間が発生することになると考えております。

ですので、例えば利用者の方が午前中が多いということであれば少し待ち時間が出る時間帯もあるかもしれませんが、午後の少ないような時間帯につきましては、スムーズな予約が可能になってくるというようなことも少し想定をしているところです。

2つ目の運行に関する費用ということですが、この実証運行においては、市内のタクシー業者さん4社ございますけれども、1日当たり1台幾らというような形で、今後、単価の設定及び4社の皆さんとの協定による運行が出来ないかと考えているところです。

3つ目の今回の実証以降の費用の負担、どういう形が一番公共交通としていいか考えていくかにつきましては、今年度別にはなるんですけれども、利便増進計画といたしまして、バス、ミニバス、この実証運行いたします乗合タクシー、こういった公共交通の最適化ということで少し公共交通全体の便利な使い方と申しますか、在り方、費用のこと、多い路線や少ない区間があるかと思いますが、そういうところを含めて今の鳥栖市に一番適した組合せや公共交通の在り方を検討したいと思っておりますので、こちらの検討業務の中で、また、今後の公共交通の在り方を少しもんだ上で、それ以降の金額が幾らまでっていうのは、現時点ではそういうところまでは持ち合わせておりませんが、やはり現在の路線バス、ミニバスが走っておりますので、現在の運行経費のことも見ながら今後の最適化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

和田晴美委員

ありがとうございます。

素人考えではありますが、私の考えをちょっとだけお伝えしておこうかと思います。

今回の実証実験でも2,000万円切るくらいのまああの金額がありまして、先ほどの御説明では、今後1日幾らというようなタクシー会社との契約があって、タクシー会社は幾つかあるけれどもタクシー会社を通して検討していただいて一律にしているということで、要は、タクシー会社によって高い、安いはないということですね。

それとは別にタクシーの一般的な利用としては個人が利用しているっていうことがありますよね。

それと、そういう利用の仕方と今回分析して1回ないし1人とかの分析でこんな金額がかかるのであれば例えばタクシーチケットの援助とかをしたほうがいいっていうぐらいの金額になったら、例えば、他の地方でやっているのは高齢者が免許証を返納したらタクシーチケットの援助をすとか、そういうふうな思い切った考えも持たないと第4の交通機関にはならないんじゃないかなって。

すみません、私独自の考えとして、費用が結構かかるんだなっていうのを心配して今日は聞き取りをさせていただいて述べさせていただきます。

以上です。

小石弘和委員

北部エリアと南部エリアはどういうふうな分け方をすると。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

北部、南部エリアにつきましては、イメージなんですけれども、北部エリアにつきましては、例えば、金融機関やお店が多い鳥栖駅から文化会館、新鳥栖駅、この東西で皆様の移動の一番多いところが今申し上げたところなんですけれども、そこを含む形でそれより北側を北部エリア、同じく鳥栖駅、文化会館の通りを含む形で南部エリアということで、おおよそ市内を2つの地域に分けるような、ただし分けても市役所や鳥栖駅や例えば文化会館といったそういうところはどちらのエリアからでも行けるようにというふうに考えております。

小石弘和 委員

ミニバスが通っているところも含むわけ。ミニバスが通っていないところはとなると、これ？先ほどの議案審議の課長の答弁の中で、地域を言ってあったように聞こえたんですけど、交通軟弱部の場所とか、そういうふうに聞いたんですけど。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

今回、実証運行を行います予約型乗合タクシーにつきましては、特段にどこが使えるとか使えないとかそういう地域の区分はいたしません。

ただ、運行のエリアだけを分けましてどなたでも御利用いただけるということを考えております。

藤田昌隆 委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

今まで視察も含めてオンデマンド交通とかミニバスとかたくさん行きましたけど、正直言ってどこか成功したちゅうのは聞いたこともないし、見たこともない。

その中で鳥栖に落としてみると、例えばミニバスだって赤字が出てそのまま市が補填して、西鉄バスだってあんな大きいやつを空で走らせても、これまた全部補助。

そういう中で、基山町もいよいよ実証実験から本格的に移すというふうになっていますが、基山町には聞いたことある？見に行った？聞いた？答弁をお願いします。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

基山町のデマンドタクシーのこともこれまで補助金の交付を受けている期間に実証運行ということでされておりますので、状況については聞かせていただいております。

藤田昌隆 委員長

それで、どう感じましたか。

今回、AIがついているからちょっと先に進んだかなと思ったけど、基本的には基山町と

やり方は変わらないでしょう。

基山町の話聞いてみて、これならいけると感じましたか。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

どのように感じたかというのは申し上げることはできませんが、基山町から伺っておりますのは、利用者の方からも非常に好評で、また今年も実証運行を行うということを聞いております。

以上です。

藤田昌隆 委員長

実は、基山町は2回目なんですよ。十五、六年前に始めて失敗してやめたんですよ。

行くときはいい——私は10時に出ます、私は11時に出ますって。

ところが帰りは、私は病院に行かないかん、私は買物に行かないかん、それで結局、行ったものの帰ってくる算段を考えないかんって。だから結局失敗してやめたんです。

そういう経験があって、新聞紙でも基山町が今度また始めるといって、失敗を基にしてるから私も見に行きたいなって思ったんですが、今あまりいい反応じゃなかったんであれですけど、一番心配するのは、AIのオンデマンドタクシーに関して、またいろんな赤字補てんとか、また何千万円も結局いったって。タクシーは補助金もあったけど設備投資しましたと。しかも、タクシーの運転手さんは少ないのにそのためにちゃんと人も確保しましたと。ここまですたんだから、赤字を出しても当然、補填するのが当たり前じゃあ困るわけ。今までと全然変わらん。何ひとつ改善されていない。

そういうことで、その辺も含めてリスク対策を十分考えた上でいろんな方法なりベストを考えてほしいと思います。要望です。

小石弘和 委員

今はタクシーを呼んでもなかなか来んとですよ。

課長は今、4社ぐらいあると言ったけど、運転士がいないから車が余ってどうしようもないんですよ。

これは11月からやるっていうふうになってるけど、真剣に考えてやらんとタクシー会社は困ると思うんです。

先ほど委員長が言うように、この実証期間だけでやめたらその運転手さんはまたやめなくちゃいけないわけ。車ばまたせないかんわけですよ。

鳥栖の地域には4社ありますけど、呼んでも1時間も待たないかん、40分も待たないかん、そういう実情なんですよ。それも考えてやらんと失敗に終わるんですよ。

以上です。

飛松妙子委員

1回当たり400円で行けるとというのは大変ありがたいことだと思います。たくさんの方が乗っていただけるんじゃないかなと思っております。

その上でお願いしたいのが、前回も申し上げましたけれども、実証実験中というところをタクシーにしっかりと表示をしていただきたいなど。

できたら、鳥栖市内の方ならどなたでも乗車できますっていうのと、どこからどこまで、市で事前に指定しますって書いてありますので、御自宅からここまでだったら行けますよっていうところを明確に表示していただくと見られた方が乗ってみようかなっていう思いになっていただけるんじゃないかと思います。

そうなったときにたくさん来たらちょっと困るかと思うんですが、とにかくこの実証実験を成功させないことには次のステップに行けないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかはよろしいですね。

〔発言する者なし〕

そうしましたら、以上で国道・交通政策課関係議案に対する質疑を終わります。



藤田昌隆委員長

続きまして、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のために、議長に対し委員派遣を請求したと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、現地視察ですが、浄化センター——焼却場の前のうんこ。それから、市民公園整備——文化会館の裏。その2か所です。

現地視察につきましては、6月20日金曜日、午前10時より。

以上について、建設経済常任委員会で視察をしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時13分散会

令和7年6月20日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

都市整備課長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局水道課浄水場長 松雪秀雄

上下水道局下水道課長 桑形伸

上下水道局参事兼下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

市民公園（宿町）

浄化センター（真木町）

議案審査

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民公園（宿町）

浄化センター（真木町）

至 午前11時

oo

午前11時15分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

oo

自由討議

藤田昌隆委員長

皆さんにお諮りをいたしますが、自由討議はいかがいたしましょうか。

あればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、これで自由討議を打ち切ります。

oo

藤田昌隆委員長

続きまして、追加資料の提出があります。

総括に入ります前に、都市整備課より追加資料の提出がっておりますので、執行部の説明を求めます。

樋本太郎都市整備課長

それでは、御説明させていただきます。

朝日山公園芝広場トイレ改修工事の工事費の内訳及び図面に関する資料の提出要求がございましたが、関係課との協議の上、工事費の内訳につきましては、入札情報の事前開示に当たるとのことでございましたので、口頭で、また、工事内容を丸めた概算額として御報告申し上げます。

まず、トイレ本体解体工事につきましては、約4,934万円、浄化槽、電気設備、給排水工事、約2,630万円、合計約7,570万円でございます。

続きまして、お手元にお配りさせていただいております資料につきまして御説明申し上げます。

こちら設計図等は入札情報に当たるとのことでございましたので、概略図で御説明させていただきます。

資料の左上を御覧ください。こちらはトイレを南側から見た立面図となります。左から女子トイレになりまして、洋式トイレを2基設置します。真ん中が多目的トイレでございまして、洋式トイレを1基設置します。1番右端が男子トイレでございまして、洋式トイレ、小便器をそれぞれ1基設置させていただきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

藤田昌隆委員長

何か質疑がございますか。

なければ、もう総括に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



総 括

藤田昌隆委員長

それでは、これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば発言をお願いいたします。

まず、副委員長。

飛松妙子委員

まず、中央公園整備事業に関しましてはにぎわいの出る場所ということですので、この公園だけではなく駅東側、西側も含めてにぎわいのできる場所であるというところでの創出をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

久保山日出男議員。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

和田議員。

和田晴美委員

私からも幾つかお伝えしたいと思います。

中央公園整備基本計画につきまして、佐賀県における会計検査院の指摘からこれまでの経緯を確認させていただきました。

その中で、理解したところはあるものの他の委員の方からの御意見もありましたとおり、その価値のあるものにこれからしっかりとするためにも、地域の人たち、活用する人たちの御意見をしっかり聞いてこれがこういった経緯等を含めて、これから使う経費に納得のいくような計画を立ててほしいというふうに思うのが一点です。

あと、50戸連たんの分ですが、確か前回は養父町が行って、今回、また新たについていうところで、ほかの地域にも50戸連たんを進めていくためにこの50戸連たんが——前回のことを繰り返すと養父町がどうだったのかなっていうのもありまして、現在、50戸連たんに3地区ほど希望もあるということでしたのでそこも頑張ってもらいたいというのが総括的にございます。

以上で大丈夫です。ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

野下議員。

野下泰弘委員

私からは一点、予約型乗合タクシーに関して、委員長からも基山町を参考されているのかということで、私も資料を確認しましたら、基山町はやはり午前8時から運行ということでした。

今後の実証実験が終わってアンケートを受けて変更等を考えるということだったんですが、ぜひ午前8時から運行というのを再度お願いしたいと思います。

私からは以上です。

藤田昌隆委員長

齊藤議員。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

小石議員。

小石弘和委員

令和6年3月の議会において、山浦パーキングエリアスマートインターチェンジ（仮称）の調査検証事業として、多額の予算が計上されました。

この調査の検証事業の進捗状況については、先日、5月29日に行われた議会全体勉強会において、結論は出ていないということだけの報告でありました。

さらに、今議会で新たに1,500万円の補正予算が計上されており、目的としては、山浦パーキング周辺状況の把握を行い、当該箇所の設置の可能性及びインターチェンジの接続道路について、検討するという予算でありました。

また、事業内容としては、国及び県機関への協議を行い、具体的な検討を進めていくためのスマートインターチェンジ本体のアクセス道路の概要検討をします。それから、スマートインターチェンジの必要性及び整備効果の検討を行うとされております。

本当に山浦スマートインターチェンジが必要であるならば、国策である九州新幹線長崎ルートを検討区間、新鳥栖武雄温泉区間で新鳥栖駅が分岐駅になることが大きな要素になり得るんじゃないかと思うわけでございます。

このことは、鳥栖市にとって大変重要なことであり、市長、執行部、地元の方々とともに、新鳥栖駅を長崎ルートの方岐とすることと、山浦パーキングスマートインターチェンジ（仮称）の設置を抱き合わせし、国に対して積極的に要望書などを提出することが山浦パーキングエリアスマートインターチェンジ（仮称）の早期実現につながるものと強く思うわけでございます。

ぜひこうした取組について積極的に進めてもらうように、市長に具申をしていただきたいと思いますと思うわけです。

以上です。

藤田昌隆委員長

そうしたら、私のほうから。

県との共同事業というのがだんだん増えてくると思います。

そういう中で、県に対して鳥栖市として言いたいことはきちんと言うと、県から一方的とすることがないようにぜひお願いいたします。

やっぱりお金の問題がありますんで、私たちもちゃんと県税とか市税を支払っていますんで、鳥栖市民にとってマイナスだけにはならないようにぜひよろしくお願いします。

以上です。

それでは、以上で総括を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

議案乙第16号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)についてお諮りをいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案中建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

藤田昌隆委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、ただいま議決しました議案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

